平成27年度 大都市行財政制度特別委員会 委員会活動スケジュール案

	七人口和然	壬巳人江利	内 容		市民·文化観光
月	市会日程等	委員会活動	議長依頼関係	その他	·消防委員会
4月					
5月	第2回定例会				
0/1	NIZE KNZ				
		委員会(第1回6/5)	- ・平成27年度の委員会運営	・白本について	
6月			方法について		
0月			・新たな大都市制度の創設に		
		T D A /hb =	向けた検討状況等について		
- H	N. 14 (-) 1 1	委員会(第2回7/9)	・区の現状等について		
7月	常任行政視察				
		T D A (11 - D - 12)	— - 1.111 Mb		
		委員会(第3回8/6)	・区のあり方等について	・青本について	
8月					
		Z = 4 /4 = 1 /= 1	++40		
	tota o por ula trat. A	委員会(9月上旬)	•市内視察		
9月	第3回定例会	* B & (0 B T 4)	↔ + 1.754		中間報告
		委員会(9月下旬)	-参考人招致	# 10- > -	
			・区のあり方等について	・青本について	
10月					
	N. 14 (-) 1 1				
	常任行政視察		14-141		
		委員会(11月上旬)	・検討結果報告書案の検討	委員長会議(委員長)	
11月		*		党派別要望行動	
	tota , D Jaka A	委員会(11月中旬)	・検討結果報告書の決定		
	第4回定例会	<u> </u>	+88 + 1 + 2 + 2 + 2 + 2 + 2 + 2 + 2 + 2 + 2 + 2 +		⟨ \
40 11		委員会(12月上旬)	・中間報告書案の検討		結果報告
12月					
1 🗆					
1月					
	第1回专用 人	★具人(o口中)	カ胆却化 妻安ふいご		
ດ □	第1回定例会	委員会(2月中)	・中間報告書案の検討		
2月					
0 11					
3月					
		壬巳○(4日上)	中田和生李本法		
 		委員会(4月中)	・中間報告書の決定		
4月			・白本について		
			・青本について		
5月					
\ }- \		「国の状体サバス体)			

注) 白本:指定都市の「国の施策及び予算に関する提案」

青本:指定都市の「大都市財政の実態に即応する財源の拡充についての要望」

6月5日開催(前回)の大都市行財政制度特別委員会 における要求資料について

<区の事務や権限、区局の役割分担について>

- 資料1 本市の区の機能強化の主な変遷
- 資料2 本市の区で行っている事務の現状、他都市との比較
- 資料3 区における総合行政の推進の状況
- 資料4 区の事務の状況について、他都市と比べて進んでいるもの、遅れているもの
- 資料5 区の権限強化について進めやすいもの(その理由)、進めにくいもの(その理由)
- 資料6 区長任命の実質的プロセス、特別職から一般職になれるか(法的見解を含めて)

<区に係る予算について>

- 資料7 区に係る予算の現状
- 資料8 区に係る予算編成のプロセス
- 資料9 地域ニーズ反映システムにおける各区の要望内容・採択状況
- 資料 10 区づくり推進横浜市会議員会議の根拠例規及びそれらの改正方法
- <区政における住民参画や、地域との協働について>
 - 資料11 住民自治に関して区民会議や地域協議会など、区の現状がわかる資料
 - 資料 12 区政における住民参画機会の仕組の他都市の状況
 - 資料 13 区における協働による地域づくりの現状

<大都市制度について>

- 資料14 市と県の二重行政解消に向けた、これまでの検討状況
- 資料 15 各政令指定都市の大都市制度への取組状況

本市の区の機能強化の主な変遷

昭和 44 年度

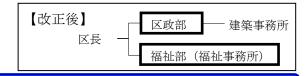


- 区長室の設置
- ・市民課の再編・強化
- 総合庁舎の計画的建設

昭和52年度



- ・区要望反映システムの導入
- 福祉事務所と建築事務所の組織編入
- ・区政部・福祉部の2部体制に

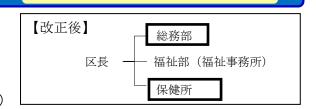


地域の総合行政機関としての区役所

平成6年度

平成0平及

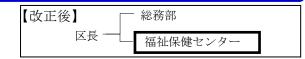
- ・「個性ある区づくり推進費」の創設 (各区に1億円を配付。区長裁量可能に)
- 保健所の組織編入
- ・区政部から総務部に (地域振興課、福祉保健サービス課等の設置等)



平成13年度

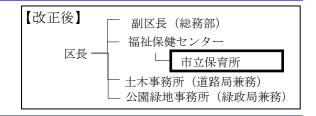


・福祉保健センターの設置



平成 16 年度

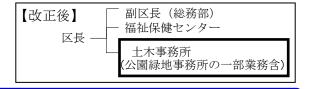
- ・市立保育所の移管
- ・ 土木事務所と公園緑地事務所の区役所兼務化
- ・区版市民活動支援センターの開設
- ・協働推進の基本指針の策定



平成 17 年度



- 区予算制度の改革
- 土木事務所の移管
- ・戸籍電算化、窓口ワンストップ化



平成 21 年度



・区の地域支援機能の強化(地域力推進担当の設置)

平成 22 年度

地域協働の総合支援拠点



・横浜市中期4か年計画(2010~2013)の中で、区役所を「地域協働の総合支援拠点」として位置付け

以降も、保育所待機児童解消や、就労支援窓口「ジョブスポット」の拡大など、個別の政策課題に対応するための区の体制強化等を継続的に行っている。

区機能強化の主な変遷(詳細)

年度	機能強化の概要・効果・課題
昭和 44	【市民の利便性の向上 ~区長権限の強化、区政の総合性・計画性の確保】
	1 区長室及び調整係の設置
	区長権限の拡大、区が立案実施する事業の拡大及び局の事務所事業所との連絡調整
	強化のため、調整機能と企画機能を整備
	2 市民課の再編・強化(社会福祉係、地域振興係、社会教育係の設置)
	市民サービス向上と地域の実態に応じた施策の実現
	3 総合庁舎の計画的建設
	福祉事務所、保健所、消防署等を1箇所に集めた総合庁舎を計画的に建設
	では、
	行政区再編
	港南、旭、緑及び瀬谷区の新設(14区へ)
昭和 45	事務連絡調整費の創設
	1 区 50 万円
昭和 49	区民会議の設置
	市政への市民参加、広聴の場
昭和 51	区活動費の創設(区主要行事実行団体負担金)
	各区実行委員会の行う行事への負担金 (1区100万円)
昭和 52	1 区要望反映システムの導入
	区政重点課題解決のため区要望を局予算に反映
	2 区活動費《区自主事業費既定分》 1 区 180 万円
	【総合機関としての区役所の実現】
	地域における縦割りの行政機関(出先機関)の統合〈6月10日〉
	(1)区政部・福祉部の2部制
	区行政、福祉行政ごとの調整・機能の充実
	(改正前) (改正後) 区長 区助役 区下区長室等6課 区政局(福祉局) - 福祉事務局 区長 福祉部(福祉事務所)

	(2)総務課の設置
	情報の一元化と総合調整機能の付加
	(3)建築事務所(部相当)と福祉事務所(課相当)の区役所への編入
	** 建築事務所 (中間 コ) と 間
	18年度に「建築宅地指導センター」として統合された。
昭和 56	区政推進課の設置
н <u>п</u> ин 30	区の主体性、独自性を発揮できる企画調整機能の確保
	(1) 広報広聴相談機能の充実強化(区民相談室)
	(2)企画調整機能の充実強化(調整係)
昭和 57	「区における総合行政の推進に関する規則」の制定
PETE OF	地域行政における区の総合調整権限を明示
071 ≤ n E0	
昭和 58	1 行政サービスコーナー(係相当)の設置
	市民に身近な場所での情報提供 2 区活動費《区自主事業費留保分》
	2 区占到員 (区日工事未員由床ガ
昭和 61	行政区再編
HEAT OI	1 以 2 円稿
 平成元	区活動費《特色ある区づくり分》
一块儿	(全市で総額 8,000 万円)
平成 6	【地域の総合行政機関としての区役所の実現】
1 /90 0	1 個性ある区づくり推進費の創設
	区の機能強化を実質的なものとするための予算的裏づけ
	(1) 自主企画分 各区の責任において執行できる予算を、1区1億円に大幅に増額
	(2) 一般分 局から区への配付予算を大括りにして区予算化。区長の裁量執行可
	2 区における予算編成
	- 一般分と自主企画分を合わせた予算枠内の配分を区ごとに決定
	3 区政部から総務部への名称変更〈7月1日〉
	(1)経理等担当(係長)の設置
	区内経理事務の統括
	(2)区政推進課の強化・充実
	情報提供機能(広報相談係)、区政全般の企画調整機能(企画調整係)
	(3)地域振興課の設置
	地域活動支援、自主的活動支援、区民利用施設の一元管理・運営
	(4)街の美化担当の設置
	不法投棄対策、リサイクル活動等の推進

4 保健所(部相当)の編入〈7月1日〉

地域における福祉保健の連携



5 福祉部における福祉保健サービス課と地域福祉課の設置〈7月1日〉

- (1) 福祉保健サービス課における保健所との連携による相談・サービス提供業務
- (2) 地域福祉課における福祉部門の事務の集約・強化

行政区再編

青葉及び都筑区の新設(18区へ)(11月6日)

生涯学習支援センター事業(学習情報の提供及び相談)の開始

区における生涯学習の推進

平成7 地域防災機能の強化

- (1) 災害対策強化推進担当 (総務課長兼務) の設置
- (2) 区別防災計画策定、地域防災拠点運営等の地域防災対策の推進

平成8 パートナーシップ推進モデル事業の実施(平成8~10年度)

平成9 子ども・家庭支援センターの設置

子育て支援機能の強化(子育てに関する身近な相談窓口)

平成 10 |窓口サービスの向上

昼休み取扱業務の拡大(戸籍課・保険年金課の全業務及び税証明発行業務)

平成 11 「市民活動推進検討委員会」による最終報告書

平成 12 「市民活動推進条例」施行

「市民活動支援センター」開設

戸籍課の窓口改善(戸籍証明発行窓口の試行的実施)

待ち時間の短縮、わかりやすい窓口等の実現のために中区・港北区に設置(順次全区 展開)

平成 13 【福祉・保健の連携強化】

福祉保健センターの設置〈平成14年1月1日〉

福祉・保健に関する市民ニーズに、相談からサービス提供まで一体的に対応

- (1) 福祉部(福祉事務所)と保健所の組織を統合し、高齢者、障害者、子ども等の対象者別に再編
- (2) 相談窓口機能の総合性を強化(サービス課総合相談窓口)
- (3)総合的な企画立案を行う「事業企画係」を設置



平成 15 【区の重点施策の推進】

1 「区における総合行政の推進に関する規則」の改正

区長が総合性を発揮し、区域内の事業を調整する仕組みを構築

(1) 区政運営方針の策定・公表

区の重点施策の明確化

(2)区づくり経営会議の設置

従来の区政推進会議を、区の重要事項を調整し決定する機関として位置づけ直 し、その会議概要を市民へ公表

2 次年度予算編成に向けた地域ニーズ反映システムの実施

全市的な予算編成システムの見直しに併せて、区民ニーズ等を踏まえた区の意向を より一層局予算に反映していけるよう、従来の区要望を強化し、「地域ニーズ反映シ ステム」として運用を開始

3 区による予算要求の試行

区から直接財政局に対し予算要求を試行的に実施

4 個性ある区づくり推進費自主企画事業費の予算編成方法の見直し

1区一律1億円の予算額から、基礎額を8,000万円とし、これに加え、各区の事業計画の内容に応じた 「新規事業費」を予算計上するようにした。

5 (政策)担当係長の設置と予算調整係の設置

区政運営方針に基づいた重点施策の推進と区の予算調整機能の強化

【地域における市民生活に密着した施策の展開】

- 1 **ごみゼロ推進担当課長(環境事業局事務所長兼務)・係長の設置** 区におけるごみゼロ推進体制の確立
- 2 学校支援・連携担当課長(教育委員会事務局課長兼務)の設置 地域・学校・区との連携の強化
- 3 まちづくり支援担当課長(土木事務所副所長兼務)の設置 区におけるまちづくり機能の技術的な支援

平成 16 【区への分権・新時代の区機能強化】

- 1 経営機能の強化
- (1)公募区長の登用

斬新かつ大胆なアイデアをもち、実行力のある職員を庁内公募により区長に登用

(2)副区長の設置

区政全般に係わる業務について横断的に所管し、区長を補佐する「副区長」を設置(総務部長を兼務)

(3) 区長による自律的な組織機構の組換え

行政区制度の中で、必要に応じて地域の実情に合わせた独自の執行体制の編成を 区長が実施

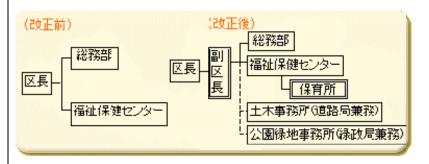
- 2 地域行政機能の拡大(保育所・まちづくり)
- (1) 保育所の管理・運営権限の強化

区「保育担当係長」の設置。市立保育所(121 か所)を福祉局から区への移管

(2) まちの計画・支援・相談窓口の設置

地区計画や建築協定による身近なまちのルールづくりに関する相談・支援・啓発 業務に関する区役所での推進

(3) 道路局「土木事務所」、緑政局「公園緑地事務所」の区役所兼務化



- 3 区版市民活動支援センター開設(神奈川・南・青葉・都筑・瀬谷)
- 4 「協働推進の基本指針」の策定

平成 17 【新時代の区機能強化 2】

- 1 区役所予算制度の改革
- (1) 自律編成できる財源枠を 18 億円から 27 億円に拡大し、人口や区の取組に応じた 財源配分指標を導入(区による予算要求の試行からの移行)
- (2)重点政策費(市の重点政策課題への各区の提案事業を評価した上で配分する予算) の設置
- (3) 区局連携事業の設置

区が局に事業の実施を要請して局に財源を提供できる制度を設置(約1.6億円)

- (4) 区への予算配付の改善(可能な限り局ごとにとりまとめ、年度当初に一括配付)
- 2 道路・下水道・河川・身近な公園などの維持管理機能の区移管

道路・下水道・河川・身近な公園などの維持管理機能について、地域要望に応じた、より総合的なサービスを提供できるよう、区役所に土木事務所を編入し、あわせて公園緑地事務所の一部業務を移管

3 まちづくり調整担当係長の設置

まちづくりの相談・調整や環境施策を地域的に推進するため、また、関係局との連携・調整窓口を明確化するため、区役所総務部区政推進課に「まちづくり調整担当係

長」を設置



- 4 市民サービスの向上
- (1) 戸籍電算化の準備開始
- (2) 戸籍課証明発行窓口の拡大

平成 16 年度までの 16 区に加え、2 区 (磯子・栄) において証明発行窓口を整備、 全区で整備完了 (5月~)

(3) 税証明のワンストップ化

平成16年度までの8区に加え、10区(鶴見・神奈川・西・中・保土ケ谷・旭・磯子・港北・ 戸塚・栄)において証明発行窓口を統合、全区で完了(8月~順次)

(4) 行政サービスコーナーの機能拡充

証明書を即時発行できる時間帯を拡大

(5) 市民税の特別徴収事務の区から財政局への移管

平成 18

- 1 放課後キッズクラブ事業の局から区への移管
- 2 事業所税の課税事務の区から局への移管
- 3 社会福祉法人型障害者地域活動ホーム運営事業の局から区への移管
- 4 各区の創意工夫により確保した特定財源に関する、区における財源化・活用

平成 19 【市民主体の地域運営を支える区役所】

1 土曜日開庁の全区展開

戸籍課・保険年金課・サービス課の一部業務について、第2、第4土曜日に取扱

2 魅力ある窓口づくりモデル事業の実施

区と局が連携し、窓口環境、窓口対応の向上に向けて取組。旭・港北の2区で実施

3 次年度予算編成に向けた「地域ニーズ反映システムに係る政策調整部長会議」の 設置

区からの提案に対し、全市的な視点で議論・調整

4 健康危機管理機能の強化

18 保健所から 1 保健所 18 保健所支所体制への移行

- 5 危機管理体制の充実
- (1) 安全管理担当部長、安全管理担当課長の設置(安全管理局消防署長、副署長の兼務)
- (2) 危機管理担当係長の設置(安全管理局危機管理室担当係長兼務)。 19年度は6区で設置。21年度に全区設置完了(3か年)。

6 税務課の設置

課税課・納税課を統合し、業務の効率化を図る。

7 戦略企画官・戦略企画官補の配置

※専任配置:港南区戦略企画官、兼務配置:青葉区戦略企画官

8 「身近な地域・元気づくりモデル事業」の開始

市民主体の地域運営を進める地区を認定し、支援。 3地区認定。

平成 20

1 区局連携事業の拡充

予算規模の大きな地域課題に対応できるよう、重点施策枠を拡充(約3.8億円)

- 2 「身近な地域・元気づくりモデル事業」の拡充(19地区)
- 3 地域元気推進員の配置

「身近な地域・元気づくりモデル事業」によるエリアマネジメントを進める地区を 支援。5区(港南・旭・磯子・戸塚・泉)に配置。

4 区政調整本部会議(仮称)の試行

「地域ニーズ反映システムに係る政策調整部長会議」の機能を強化するため、平成 21 年度の本格実施に向け試行

5 戸籍事務の電算化

戸籍原本、附票のデータ化

平成 21 【地域の多彩な活動を支える区役所】

- 1 区の地域支援機能の強化
- (1)地域力推進担当の設置

市民主体による地域運営、協働による課題解決のため地域力向上を推進する「地域力推進担当」を総務部に設置。

課長(区政推進課、地域振興課、学校支援・連携担当課長との兼務)、係長、担当、地域元気推進員によるユニット。

(2) 地域元気推進員の増員配置

10区(中・南・港南・旭・磯子・都筑・戸塚・栄・泉・瀬谷)に拡大

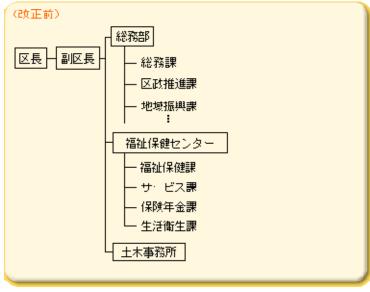
- 2 福祉保健センターのサービス提供機能の強化
- (1)健康危機管理の強化
 - ア 健康危機管理体制の明確化

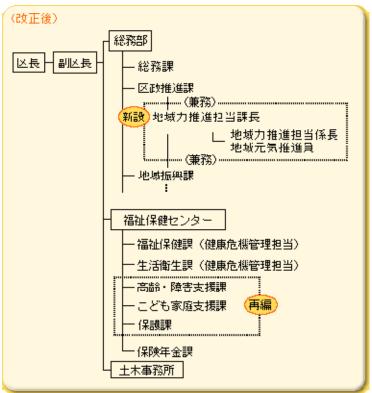
感染症や食中毒などの健康危機発生時に、より円滑かつ迅速に対応できるよう、福祉保健センターに「健康危機管理担当」を設置。福祉保健課長及び生活衛生課長を同担当に位置づけ。

イ 保健所福祉保健課健康づくり係が保健所生活衛生課を兼務

(2) サービス課の再編

「高齢・障害支援課」「こども家庭支援課」「保護課」の3課に再編し、専門的な相談からサービス提供までの一定化と、課長の管理スパンの明確化





3 区政調整部長会議の設置

「地域ニーズ反映システムに係る政策調整部長会議」の強化に向け、「区政調整本部会議」試行(19年度)をもとに設置。

区長会議の議長区等が新たに参加し、副議長に就任。区政運営上の課題について全 市的な視点で議論・調整。

4 税務事務の集約化

法人市民税の賦課徴収事務等を区から局に移管

- 5 税務課滞納整理担当と保険年金課収納担当の運営責任職の兼務
- 6 戸籍課を担当係長制に変更

平成 22 1 区の地域支援機能の強化

(1)地域力推進担当の全区展開

21 年度未配置区への配置(西、保土ケ谷、金沢、緑、青葉)、専任の地域力推進担当課長の配置(港南、泉)

(2) 地域元気推進員の全区展開

新規8区(鶴見、神奈川、西、保土ケ谷、金沢、港北、緑、青葉)

2 自主企画事業費の財源配分の見直し

より区の特性を踏まえた配分となるよう、地域特性による配分割合を従来の 10% から 25%に増加し、新たな指標を導入(学齢前人口比率、高齢化率、外国人登録人口等)重点政策事業を、提案型でなく、区の自律編成予算とする

3 予算区分の見直し

区配から区づくり推進費に統合した一般事業費について、区の裁量の有無という視点から検証し、性質に応じて、自主企画事業費と局予算に整理し、一般事業費の予算 区分を廃止

4 歳入確保強化に向けた対応

滞納整理業務に専念でき、より滞納整理が進むよう、保険年金課保険係に滞納整理 担当係長及び嘱託員をモデル的に配置(22~23年度、鶴見区、中区)

5 保育所待機児童の解消に向けた対応

地域特性を踏まえ、区・局一体となった効果的な施策展開を目指し緊急保育対策重点区の区政推進課に担当係長を配置(こども青少年局子育て支援課緊急保育対策担当係長兼務) (8 区:鶴見区、神奈川区、西区、港南区、磯子区、港北区、青葉区、戸塚区)

6 地域ニーズ反映システムの強化

局の次年度予算編成前に、区が把握した重点課題に対応するための施策・事業提案 を区長が市長・副市長に説明する場を設定

7 電話会議の開催

おもてなしによる行政サービスを進めていくため、市長と 18 区長による電話会議 を開催

平成 23 【区役所支援体制の強化】

1 区役所会議の機能強化《22年度「局再編成プロジェクト」による検討結果》

- (1) 区役所の意向を局に反映させやすくするため、調整会議に諮る案件について、区役所会議に事前に諮ることを明確化
- (2) 区長会議の機能強化を図るため、22 年度に設置された区長会プロジェクトを明文化し、あわせて事務局の体制を強化

2 相談部署の明確化 《22年度「局再編プロジェクト」による検討結果》

区役所の課ごとに、局側に窓口課を設置し、個別の業務上の繋がりだけでなく、相 談先が不明なものについても相談を受けることで、区局間のより一層の連携を強化

3 区役所の体制強化

(1) 歳入確保強化に向けた対応

滞納整理業務に専念でき、より滞納整理が進むよう、保険年金課保険係に滞納整理担当係長及び嘱託員を配置(5区)(22~23年度(モデル実施):鶴見区、中区)(23年度~:神奈川区、旭区、港北区)

(2) 保育所待機児童の解消に向けた対応

地域特性を踏まえ、区・局一体となった効果的な施策展開を目指し、区政推進課 に担当係長を配置(こども青少年局子育て支援課緊急保育対策担当係長兼務)(22 年度8区→23年度18区)

4 支援機能の強化 (地域運営補助金(元気な地域づくり推進事業)の創設)

地域が主体的・継続的に課題解決に取り組めるよう、団体間の連携を進め、地域活動を支援するための補助金制度を創設

平成 24 1 元気な地域づくり推進事業の拡充

参加と協働による地域自治の支援を推進するために、地域の団体が連携した取組への補助・情報の提供やコーディネーターの派遣、人材発掘・育成などを区役所が企画し、総合的な地域支援を行えるよう、元気な地域づくり推進事業を拡充

2 区役所の体制の強化

(1) 児童虐待対応

不適切養育や児童虐待等に対する体制を強化するため、保健師を配置(神奈川区、港南区、旭区、青葉区、都筑区、戸塚区、栄区、泉区)

(2)保育所入所運営事務改善

入所事務の担当を福祉職から事務職に転換し、事務職員を応援配置するとともに、事務の一部を集約化

(モデル実施区:鶴見区、中区、南区、保土ケ谷区、港北区、緑区)

(3) 保護課保護係の強化

生活保護受給世帯における中高生に対する支援等を行う保護課教育支援専門員の全区配置

平成 25 1 区役所の体制強化

(1)児童虐待対応

不適切養育や児童虐待等に対する体制を強化するため、保健師を全区に配置(24年度8区→25年度18区)

(2)保育所入所運営事務改善

24 年度にモデル的に実施した事務改善(福祉職から事務職への事務の転換や事務職員の応援配置、事務の集約化)を全区で実施(24年度6区→25年度18区)

(3) 防災・減災対策の強化

自助・共助を中心とした防災・減災業務に重点的に取り組むことを明確化するため、「地域防災支援担当」を設置(総務課長、庶務係長、危機管理担当係長兼務)

(4) 児童相談所業務の一部移管と体制強化

改正児童福祉法施行に基づき、児童相談所の在宅障害児・者に対する障害相談業 務を区へ移管するとともに、全区に福祉職を配置

2 ハローワークとの連携による福祉サービスと就労支援の連携強化

就労支援窓口「ジョブスポット」を開設し、生活保護受給者等への職業紹介を一体的に提供する就労支援の開始(25 年度開設区:鶴見区、中区、磯子区、青葉区、都筑区、戸塚区、泉区、瀬谷区)

3 税務事務の集約化

納税内部事務の区から局への移管

平成 26 1 保育所待機児童対策や「子ども・子育て支援新制度」に対する体制強化

保育所待機児童対策の継続や、平成27年4月に施行される「子ども・子育て支援 新制度」に対応するために、こども家庭支援課の事務職員と嘱託員を増員

2 ハローワークとの連携による福祉サービスと就労支援の連携強化

平成 25 年度から設置を開始した就労支援窓口「ジョブスポット」の拡大 (平成 26 年度開設区:神奈川区、保土ケ谷区、旭区、港北区、栄区)

3 市立図書館との連携強化

区役所と各区の図書館が連携し、市民の読書活動を推進するために、各区の地域振興課に図書館長等兼務の読書活動推進担当課長を配置

4 予算区分の見直し

22 年度に自主企画事業費に統合した一般事業費のうち、統合事務費(区が裁量を 発揮できない事務費)を自主企画事業費とは別に、区庁舎・区民利用施設管理費と一体 で「一般管理費」として計上した上で、自主企画事業費については、1区1億円を確保

平成 27 | 1 乳幼児期から学齢期までの切れ目のない支援

留守家庭児童への対応を含めた学齢期対応の窓口を一本化し、乳幼児期から学齢期まで切れ目のない支援を行うため、地域振興課の学校支援・連携担当課長をこども家庭支援課に移管。あわせて放課後児童育成事業を移管し、新たに担当係長(教育委員会事務局 方面別学校教育事務所兼務)を配置

2 「生活困窮者自立支援制度」への対応

「生活困窮者自立支援制度」の運用開始に伴い、生活保護を主体とした支援にとどまらず、広い視点で生活困窮者を支援していくために、保護課及び係(保護運営係、保護係)の名称を、それぞれ「生活支援課」「事務係」「生活支援係」に変更

3 ハローワークとの連携による福祉サービスと就労支援の連携強化

平成 25 年度から設置を開始した就労支援窓口「ジョブスポット」の拡大 (平成 27 年度開設区(予定): 西区、南区、港南区、金沢区、緑区)

4 地域ニーズ反映システムの強化

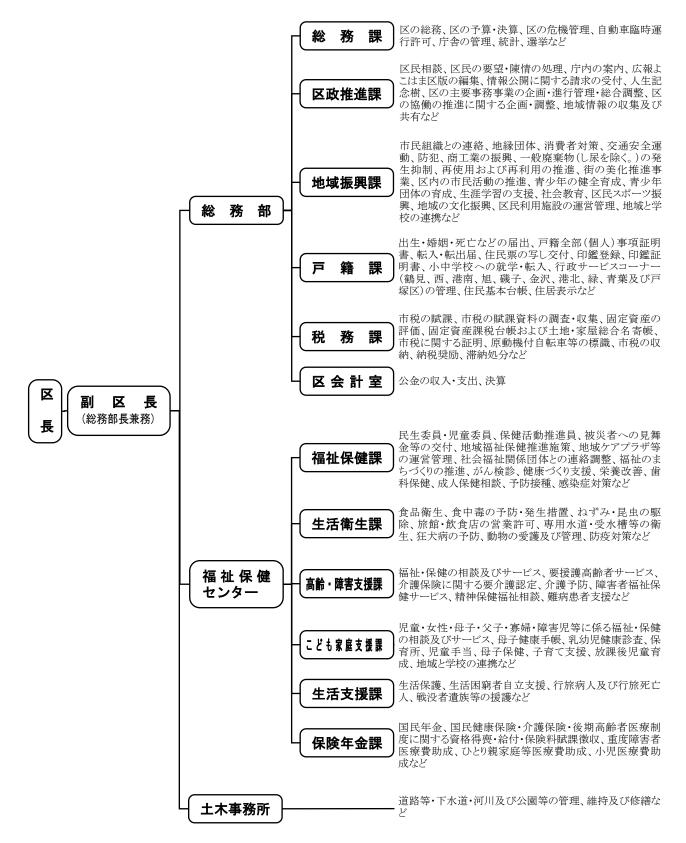
地域の課題をより反映させる取組として、市長・副市長説明を行った案件のうち、 各局の予算原案に十分反映されなかった提案について、全市的な観点から更に議論を 深めるために、区が再提案できる仕組みを導入

5 区局連携事業の改善

区局連携事業の新規提案枠を拡充(0.5億円)するとともに、提案初年度から3年間 の後年度負担を担保する仕組みを導入

本市の区で行っている事務の現状、他都市との比較

1 本市の区で行っている事務の現状 (平成27年4月1日現在)



本市では、地域において市民満足度の高い行政サービスを提供するため、各区の地域特性などを反映し、必要に応じて区役所組織機構を一部組換えています。

2 横浜市区役所事務分掌規則(抄)

○横浜市区役所事務分掌規則

昭和52年6月10日 規則第68号

注 昭和61年7月から改正経過を注記した。

横浜市区役所事務分掌規則をここに公布する。

横浜市区役所事務分掌規則

横浜市区役所事務分掌規則(昭和44年9月横浜市規則第83号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 横浜市事務分掌規則(昭和27年10月横浜市規則第68号)第20条第1項の規定に基づく区役所の事務分掌については、この規則の定めるところによる。

(平16規則61・追加、平22規則29・一部改正)

(分課)

第1条の2 区役所に次の部、センター、課及び室を置く。

総務部

総務課

区政推進課

地域振興課

戸籍課

税務課

区会計室

福祉保健センター

福祉保健課

生活衛生課

高齢・障害支援課

こども家庭支援課

生活支援課

保険年金課

- 2 前項の規定により置かれた福祉保健センターは、横浜市保健所及び福祉保健センター条例(平成13年9月横浜市条例第38号)第3条第1項の規定に基づく福祉保健センターとする。
- 3 区役所に、第1項に定めるもののほか、別表の土木事務所を置く。

(昭61規則107・平4規則108・平6規則64・平6規則108・平11規則40・平11規則63・平13規則 113・一部改正、平16規則61・旧第1条繰下、平17規則70・平19規則37・平21規則39・平22規 則29・平24規則37・平25規則44・平26規則28・一部改正)

(事務分掌)

第2条 次項から第4項までに定めるもののほか、部、センター、事務所、課及び室の事務分掌は、次の

とおりとする。

総務部

総務課

- (1) 人事、文書、予算及び決算に関すること。
- (2) 公印の管守に関すること。
- (3) 庁中取締り及び庁舎の管理に関すること。
- (4) 区に属する財産の管理に関すること。
- (5) 職員の福利厚生及び労務に関すること。
- (6) 区の危機管理に関すること。
- (7) 道路運送車両法(昭和26年法律第185号)による自動車の臨時運行許可等に関すること。
- (8) 漂流物及び海難に関すること。
- (9) 農業委員会との連絡に関すること。
- (10) 自衛官の募集事務に関すること。
- (11) 各種統計調査に関すること(他のセンター、事務所、課の主管に属するものを除く。)。
- (12) 各種選挙に関すること。
- (13) 選挙管理委員会に関すること。
- (14) 区役所職員派出所(戸塚区役所に限る。)に関すること。
- (15) 他のセンター、事務所、課、室の主管に属しないこと。

区政推進課

- (1) 区民相談に関すること。
- (2) 市政に関する区民の要望、陳情等の処理及び連絡その他広聴に関すること。
- (3) 区民への広報に関すること。
- (4) 庁内の案内に関すること。
- (5) 情報公開に係る請求書の受付、行政文書の閲覧等に関すること。
- (6) 保有個人情報の本人開示及び訂正の請求等に係る請求書の受付、保有個人情報の閲覧等に関する こと。
- (7) 区内勤労者及び経営者団体との連絡調整に関すること。
- (8) 人生記念植樹の受付に関すること。
- (9) 地価公示法(昭和44年法律第49号)による標準地に係る書面等の閲覧に関すること。
- (10) 区の主要事務事業の企画及び進行管理に関すること。
- (11) 区内の事務事業の総合調整に関すること。
- (12) 区における総合行政の実施に関すること(他の課の主管に属するものを除く。)。
- (13) 市出先機関の連絡調整及び区内公共機関との連絡に関すること。
- (14) 区づくり経営会議等に関すること。
- (15) 区長の特命に関すること。
- (16) 区のまちづくりの調整に関すること。
- (17) 区内の地区計画、建築協定に関する相談及び支援等に関すること。
- (18) 区のまちづくり等の業務に係る土木事務所との連絡調整に関すること。
- (19) 市民主体の地域運営の推進に関すること。

- (20) 区の協働推進に関する企画及び調整に関すること。
- (21) 地域情報の収集及び共有に関すること。

地域振興課

- (1) 市民組織との連絡及びその振興に関すること。
- (2) 自治会及び町内会の会館の整備に対する助成及び融資に関すること。
- (3) 自治会、町内会等の公園集会所の整備に対する助成に関すること。
- (4) 地縁による団体の認可等に関すること。
- (5) 認可を受けた地縁による団体の代表者等の印鑑の登録及び証明に関すること。
- (6) 消費者対策に関すること。
- (7) 交通安全運動に関すること。
- (8) 防犯に関すること。
- (9) 商工業の振興に関すること。
- (10) 一般廃棄物(し尿を除く。)の発生抑制、再使用及び再利用の推進に関すること。
- (11) 街の美化に関すること。
- (12) 区内の市民活動の推進に関すること。
- (13) 青少年の健全育成及び保護育成に関すること(福祉保健センターこども家庭支援課の主管に属するものを除く。)。
- (14) 青少年団体の育成に関すること。
- (15) 区民の生涯学習の支援に関すること。
- (16) 社会教育に関すること。
- (17) 区民のスポーツ振興に関すること。
- (18) 地域の文化振興に関すること。
- (19) 公職選挙法(昭和25年法律第100号)に基づく市立学校施設の使用に関すること。
- (20) 市立学校施設の区民利用調整に関すること。
- (21) 地域と学校との連携に関すること(福祉保健センターこども家庭支援課の主管に属するものを除く。)。
- (22) 社会教育関係団体に関すること。
- (23) 区に属する施設の運営管理及びこれに係る総合調整に関すること(他のセンター、事務所、課の主管に属するものを除く。)。
- (24) 広場、遊び場等に関すること(工事設計業務を除く。)。 戸籍課
- (1) 戸籍及び戸籍証明に関すること。
- (2) 埋葬、火葬及び改葬の許可に関すること。
- (3) 死産の届出に関すること。
- (4) 人口動態調査票の作成に関すること。
- (5) 横浜市行政サービスコーナーの管理に関すること(鶴見、西、港南、旭、磯子、金沢、港北、緑、青葉及び戸塚区役所に限る。)。
- (6) 住民基本台帳に関すること。
- (7) 住民の印鑑の登録及び証明に関すること。

- (8) 出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)による中長期在留者に係る住居地の届出等に 関すること。
- (9) 特別永住に関すること。
- (10) 住居表示に関すること。
- (11) 義務教育諸学校の就学に関すること。
- (12) 電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関すること。
- (13) 社会保障・税番号制度に係る通知カード及び個人番号カードに関すること。 税務課
- (1) 市税(個人の県民税を含み、法人の市民税、償却資産に係る固定資産税、市たばこ税、特別土地保有税、入湯税及び事業所税を除く。第3号及び第4号において同じ。)の賦課資料の調査(給与支払報告書の提出に係るもの、給与所得者異動届出書に係るもの及び公的年金等支払報告書の提出に係るものを除く。)及び収集(給与支払報告書、給与所得者異動届出書及び公的年金等支払報告書に係るものを除く。)に関すること。
- (2) 固定資産(償却資産に係るものを除く。)の評価に関すること。
- (3) 市税の賦課に関すること(給与所得に係る特別徴収に係る個人の市民税及び県民税の賦課(減免及び証明に係るものを除く。)に関することを除く。)。
- (4) 市税の賦課に係る犯則事件(給与支払報告書、給与所得者異動届出書及び公的年金等支払報告書の提出に係るものを除く。)の調査に関すること。
- (5) 固定資産課税台帳(償却資産に係るものを除く。)及び土地・家屋総合名寄帳に関すること。
- (6) 地籍図等の整備保管に関すること。
- (7) 市税(個人の県民税を含み、市たばこ税及び入湯税を除く。第9号、第12号、第15号及び第16号 において同じ。)に係る証明に関すること。
- (8) 原動機付自転車等の標識に関すること。
- (9) 市税に係る徴収金の収納に関すること(収納状況の記録管理及び給与所得に係る特別徴収税額の納期の特例に関することを除く。)。
- (10) 納税奨励及び納税貯蓄組合に関すること。
- (11) 市税(個人の県民税を含み、市外に所在地のある特別徴収義務者が納入すべき個人の市民税及び県民税、市たばこ税並びに入湯税を除く。第13号、第14号及び第17号において同じ。)に係る徴収金の徴収猶予に関すること(特別土地保有税にあっては、地方税法(昭和25年法律第226号。以下この部において「法」という。)第15条に基づく徴収猶予及び法第15条の3に基づく徴収猶予の取消し等に関することに限る。)。
- (12) 市税に係る過誤納金の還付、充当及び加算金に関すること(これらの事務に係る決定に関することを除く。)。
- (13) 市税に係る徴収金の滞納処分に関すること。
- (14) 市税に係る徴収金の犯則事件(特別土地保有税にあっては、法第15条に基づく徴収金の徴収猶予に係るものに限る。)の調査に関すること。
- (15) 市税に係る徴収金の欠損処分に関すること。
- (16) 市税に係る徴収金の現金領収に関すること。
- (17) 市税に係る徴収金の徴収嘱託及び受託に関すること。

(18) その他税務に関すること。

区会計室

- (1) 収入及び支出に関すること。
- (2) 現金、有価証券及び物品の出納保管に関すること。
- (3) 決算に関すること。

福祉保健センター

福祉保健課

- (1) 民生委員及び児童委員に関すること。
- (2) 被災者に対する見舞金の交付等に関すること。
- (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)による精神障害者の保護等に 関すること。
- (4) 他の部、事務所及び課との福祉及び保健に関する業務の連携及び企画調整に関すること。
- (5) 地域福祉保健推進施策に関すること。
- (6) 地域ケアプラザ及び福祉保健活動拠点等の運営管理に関すること。
- (7) 社会福祉関係団体に関すること。
- (8) 福祉のまちづくりに関すること。
- (9) 社会福祉及び衛生に係る統計並びに人口動態統計に関すること(横浜市保健所事務分掌規則(平成 19年3月横浜市規則第30号。以下「保健所事務分掌規則」という。)第4条福祉保健課の項第1号及び 第2号に掲げる事務を除く。)。
- (10) 福祉保健センターの広報に関すること。
- (11) 血液対策等に関すること。
- (12) 健康増進事業その他成人保健に関すること(高齢・障害支援課の主管に属するものを除く。)。
- (13) 健康教育に関すること。
- (14) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)に基づく医療費の負担、医療機関の指定、厚生労働大臣への報告、感染症発生時の調査協力依頼及び感染症に係る情報の公表に関すること。
- (15) 予防接種の実施に関すること。
- (16) 原子爆弾被爆者の療養援護等に関すること。
- (17) 栄養改善等及び歯科保健に関すること(保健所事務分掌規則第4条福祉保健課の項第5号及び第6号に掲げる事務を除く。)。
- (18) 衛生検査及び放射線業務に関すること。
- (19) 医療社会事業に関すること。
- (20) 保健活動推進員に関すること。
- (21) センター内他の課の主管に属しないこと。

生活衛生課

- (1) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和45年法律第20号)に基づく事業者の登録に 関すること。
- (2) 昆虫の防除に関すること(保健所事務分掌規則第4条生活衛生課の項第5号に掲げる事務を除く。)。
- (3) 生活環境に係る苦情受付及び調査に関すること(保健所事務分掌規則第4条生活衛生課の項第8号

に掲げる事務を除く。)。

- (4) 環境衛生に関すること(保健所事務分掌規則第4条生活衛生課の項第6号に掲げる事務を除く。)。
- (5) 動物の愛護及び管理に関すること(保健所事務分掌規則第4条生活衛生課の項第13号及び第14号 に掲げる事務を除く。)。
- (6) 食品衛生に関すること(保健所事務分掌規則第4条生活衛生課の項第9号から第11号までに掲げる 事務を除く。)。
- (7) 死体解剖保存法(昭和24年法律第204号)による死体交付に関すること。 高齢・障害支援課
- (1) 老人福祉法(昭和38年法律第133号)に基づく措置費等及び同法に基づかない高齢者等に係る扶助費の支出及び徴収に関すること。
- (2) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)、知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。)に基づく措置費等並びにこれらの法に基づかない障害者等に係る扶助費の支出及び徴収に関すること(こども家庭支援課の主管に属するものを除く。)。
- (3) 福祉及び保健の総合相談に関すること(こども家庭支援課の主管に属するものを除く。)。
- (4) 前号の相談に基づくサービスの実施に向けた連絡調整に関すること。
- (5) 高齢者の福祉に関すること。
- (6) 要援護高齢者等の保健に関すること。
- (7) 介護予防に関すること。
- (8) 介護保険に係る要介護認定等に関すること(介護保険被保険者証、介護保険資格者証等に関することを含む。)。
- (9) 介護保険に係る居宅サービス計画等に関すること。
- (10) 介護保険事業者及び介護保険施設に係る調査及び指導等に関すること。
- (11) 身体障害者、知的障害者及び精神障害者の福祉及び保健に関すること(福祉保健課及びこども家庭支援課の主管に属するもの並びに保健所事務分掌規則第4条高齢・障害支援課の項並びにこども家庭支援課の項第1号及び第2号に掲げる事務を除く。)。
- (12) 障害者総合支援法に規定する介護給付費等、特定障害者特別給付費、特例特定障害者特別給付費、地域相談支援給付費等、計画相談支援給付費、特例計画相談支援給付費、療養介護医療費、基準該当療養介護医療費、補装具費及び高額障害福祉サービス等給付費の支給決定等(障害支援区分認定については、認定調査及び医師意見書に係る部分に限る。)に関すること(こども家庭支援課の主管に属するものを除く。)。
- (13) 障害者総合支援法に規定する自立支援医療費の支給認定等に関すること(認定の決定に関すること及びこども家庭支援課の主管に属するものを除く。)。
- (14) 横浜市地域生活支援サービス費及び高額地域生活支援サービス費の支給等に関する規則(平成 18年9月横浜市規則第129号)に規定する地域生活支援サービス費及び高額地域生活支援サービス費 の支給決定等に関すること(こども家庭支援課の主管に属するものを除く。)。
- (15) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)に規定する障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額 障害児通所給付費、障害児相談支援給付費及び特例障害児相談支援給付費の支給決定等に関するこ と(こども家庭支援課の主管に属するものを除く。)。

- (16) 精神保健に関すること(福祉保健課及びこども家庭支援課の主管に属するもの並びに保健所事務分掌規則第4条高齢・障害支援課の項第1号に掲げる事務を除く。)。
- (17) 難病対策に関すること。
- (18) 公害に係る健康被害の補償に関する申請の受理、医療手帳の交付等に関すること(鶴見区役所に限る。)。
- (19) 公害健康被害者の家庭療養指導の実施に関すること。 こども家庭支援課
- (1) 身体障害児及び知的障害児等(以下「障害児等」という。)に係る身体障害者福祉法、知的障害者福祉法及び障害者総合支援法に基づく措置費等並びにこれらの法に基づかない扶助費の支出及び 徴収に関すること。
- (2) 児童、女性及び母子に係る児童福祉法に基づく措置費等及び同法に基づかない扶助費の支出及び 徴収に関すること。
- (3) 子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する 法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成24年法律第67号)第 9条第1項の規定によりなお従前の例によるものとされた同法第6条の規定による改正前の児童 福祉法(以下「旧児童福祉法」という。)に基づく保育費用及び旧児童福祉法に基づかない保育に係 る扶助費の交付等に関すること。
- (4) 児童、女性、母子、父子、寡婦及び障害児等に係る福祉及び保健の総合相談に関すること。
- (5) 前号の相談に基づくサービスの実施に向けた連絡調整に関すること。
- (6) 障害児等の福祉及び保健に関すること(保健所事務分掌規則第4条高齢・障害支援課の項第2号及び第3号並びにこども家庭支援課の項第1号及び第2号に掲げる事務を除く。)。
- (7) 障害児等に係る障害者総合支援法に規定する介護給付費等、特定障害者特別給付費、特例特定障害者特別給付費、地域相談支援給付費等、計画相談支援給付費、特例計画相談支援給付費、療養介護医療費、基準該当療養介護医療費、補装具費及び高額障害福祉サービス等給付費の支給決定等(障害支援区分認定については、認定調査及び医師意見書に係る部分に限る。)に関すること。
- (8) 身体障害児等に係る障害者総合支援法に規定する自立支援医療費の支給認定等に関すること(認定の決定に関することを除く。)。
- (9) 障害児等に係る横浜市地域生活支援サービス費及び高額地域生活支援サービス費の支給等に関する規則に規定する地域生活支援サービス費及び高額地域生活支援サービス費の支給決定等に関すること。
- (10) 障害児等に係る児童福祉法に規定する障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児 通所給付費、障害児相談支援給付費及び特例障害児相談支援給付費の支給決定等に関すること。
- (11) 児童、女性、母子、父子、寡婦等の福祉に関すること(第6号に掲げる事務を除く。)。
- (12) 母子保健に関すること(保健所事務分掌規則第4条こども家庭支援課の項第3号に掲げる事務を除く。)。
- (13) 子育ての支援に関すること(総務部の主管に属するものを除く。)。
- (14) 市立の保育所の運営管理、研修等に関すること。
- (15) 私立の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の運営指導、研修等に関すること。
- (16) 特別保育事業及び定員外入所に関すること。

- (17) 横浜保育室及び認可外保育施設に関すること(児童福祉法に基づく事業停止命令等に関すること を除く。)。
- (18) 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)に基づく子ども・子育て支援事業計画の策定の調整及び推進に関すること。
- (19) 子ども・子育て支援法に基づく子どものための教育・保育給付に係る支給認定等に関すること。
- (20) 子ども・子育て支援法に基づく特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用に係るあっせん及び要請に関すること。
- (21) 児童福祉法に基づく放課後児童健全育成事業等に関すること。
- (22) 地域と学校との連携に関すること。

生活支援課

- (1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)に基づく保護費等及び同法に基づかない援護対策費の支出及び徴収に関すること。
- (2) 生活保護法に基づく医療券等の交付に関すること。
- (3) 戦没者遺族、戦傷病者、引揚者及び留守家族等の援護に関すること。
- (4) 行旅病人及行旅死亡人取扱法(明治32年法律第93号)等に基づく費用の支出及び徴収に関すること。
- (5) 生活保護法に規定する保護等の決定及び実施に関すること。
- (6) 生活保護法に規定する要保護者の援護(同法に基づくものを除く。)及び指導に関すること。
- (7) 行旅病人及び行旅死亡人等に関すること(第4号に掲げる事務を除く。)。
- (8) 生活困窮者自立支援法(平成 25 年法律第 105 号)に規定する生活困窮者に対する自立の支援に関すること。

保険年金課

- (1) 国民年金被保険者の資格の得喪等に関すること。
- (2) 国民年金保険料の免除等に関すること。
- (3) 国民年金の裁定請求等に関すること。
- (4) 老齢福祉年金の支給手続等に関すること。
- (5) 特定障害者に係る特別障害給付金の認定請求等に関すること。
- (6) 国民健康保険、介護保険及び後期高齢者医療制度の被保険者の資格の得喪に関すること。
- (7) 国民健康保険、介護保険及び後期高齢者医療制度の被保険者証等に関すること(高齢・障害支援 課の主管に属するものを除く。)。
- (8) 国民健康保険料、介護保険料及び後期高齢者医療保険料の賦課に関すること。
- (9) 介護保険の在宅サービス利用者負担助成事業の実施に関すること(介護保険サービス提供事業者及び助成対象者に対する支払及び精算に関することを除く。)。
- (10) 国民健康保険、介護保険及び後期高齢者医療制度の給付等に関すること。
- (11) 老人保健医療事業、重度障害者の医療費助成事業及び介護保険利用者負担助成事業の実施に関すること(医療機関及び介護保険サービス提供事業者に対する支払及び精算に関することを除く。)。
- (12) ひとり親家庭等の医療費助成事業の実施に関すること。
- (13) 小児の医療費助成事業の実施に関すること。
- (14) 国民健康保険料、介護保険料及び後期高齢者医療保険料の収納及び未納対策に関すること。

- (15) 国民健康保険料、介護保険料及び後期高齢者医療保険料の徴収嘱託及び受託に関すること。
- (16) 国民健康保険に係る特定健康診査及び特定保健指導に関すること。 土木事務所
- (1) 道路等の管理、維持及び修繕等に関すること。
- (2) 下水道及び河川の管理、維持及び修繕等に関すること。
- (3) 公園等の管理、維持及び修繕等に関すること。
- 2 神奈川区役所、西区役所、中区役所及び保土ケ谷区役所に置く高齢・障害支援課及びこども家庭支援 課の事務分掌は、次のとおりとする。

高齢・障害支援課

- (1) 老人福祉法、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法及び障害者総合支援法に基づく措置費等並びにこれらの法に基づかない扶助費の支出及び徴収に関すること(こども家庭支援課の主管に属するものを除く。)。
- (2) 障害児等に係る児童福祉法に基づく措置費等及び同法に基づかない扶助費の支出及び徴収に関すること。
- (3) 福祉及び保健の総合相談に関すること(こども家庭支援課の主管に属するものを除く。)。
- (4) 前号の相談に基づくサービスの実施に向けた連絡調整に関すること。
- (5) 高齢者の福祉に関すること。
- (6) 要援護高齢者等の保健に関すること。
- (7) 介護予防に関すること。
- (8) 介護保険に係る要介護認定等に関すること(介護保険被保険者証、介護保険資格者証等に関することを含む。)。
- (9) 介護保険に係る居宅サービス計画等に関すること。
- (10) 介護保険事業者及び介護保険施設に係る調査及び指導等に関すること。
- (11) 身体障害者、知的障害者及び精神障害者の福祉及び保健に関すること(福祉保健課の主管に属するもの及び保健所事務分掌規則第4条高齢・障害支援課の項に掲げる事務を除く。)。
- (12) 障害者総合支援法に規定する介護給付費等、特定障害者特別給付費、特例特定障害者特別給付費、地域相談支援給付費等、計画相談支援給付費、特例計画相談支援給付費、療養介護医療費、基準該当療養介護医療費、補装具費及び高額障害福祉サービス等給付費の支給決定等(障害支援区分認定については、認定調査及び医師意見書に係る部分に限る。)に関すること。
- (13) 障害者総合支援法に規定する自立支援医療費の支給認定等に関すること(認定の決定に関することを除く。)。
- (14) 横浜市地域生活支援サービス費及び高額地域生活支援サービス費の支給等に関する規則に規定する地域生活支援サービス費及び高額地域生活支援サービス費の支給決定等に関すること。
- (15) 児童福祉法に規定する障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、障害児相談支援給付費の支給決定等に関すること。
- (16) 精神保健に関すること(福祉保健課及びこども家庭支援課の主管に属するもの並びに保健所事務分掌規則第4条高齢・障害支援課の項第1号に掲げる事務を除く。)。
- (17) 難病対策に関すること。
- (18) 公害健康被害者の家庭療養指導の実施に関すること。

こども家庭支援課

- (1) 児童(障害児等を除く。以下この部において同じ。)、女性及び母子に係る児童福祉法に基づく措置費等及び同法に基づかない扶助費の支出及び徴収に関すること。
- (2) 旧児童福祉法に基づく保育費用及び旧児童福祉法に基づかない保育に係る扶助費の交付等に関すること。
- (3) 児童、女性、母子、父子、寡婦等に係る福祉及び保健の総合相談に関すること。
- (4) 前号の相談に基づくサービスの実施に向けた連絡調整に関すること。
- (5) 児童、女性、母子、父子、寡婦等の福祉に関すること。
- (6) 母子保健に関すること(保健所事務分掌規則第4条こども家庭支援課の項第3号に掲げる事務を除 く。)。
- (7) 子育ての支援に関すること(総務部の主管に属するものを除く。)。
- (8) 市立の保育所の運営管理、研修等に関すること。
- (9) 私立の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の運営指導、研修等に関すること。
- (10) 特別保育事業及び定員外入所に関すること。
- (11) 横浜保育室及び認可外保育施設に関すること(児童福祉法に基づく事業停止命令等に関することを除く。)。
- (12) 子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援事業計画の策定の調整及び推進に関すること。
- (13) 子ども・子育て支援法に基づく子どものための教育・保育給付に係る支給認定等に関すること。
- (14) 子ども・子育て支援法に基づく特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用に係るあっせん及び要請に関すること。
- (15) 児童福祉法に基づく放課後児童健全育成事業等に関すること。
- (16) 地域と学校との連携に関すること。
- 3 磯子区役所に置く総務課及び地域振興課の事務分掌は、次のとおりとする。

総務課

- (1) 人事、文書、予算及び決算に関すること。
- (2) 公印の管守に関すること。
- (3) 庁中取締り及び庁舎の管理に関すること。
- (4) 区に属する財産の管理に関すること。
- (5) 職員の福利厚生及び労務に関すること。
- (6) 区の危機管理及び防犯に関すること。
- (7) 道路運送車両法による自動車の臨時運行許可等に関すること。
- (8) 漂流物及び海難に関すること。
- (9) 農業委員会との連絡に関すること。
- (10) 自衛官の募集事務に関すること。
- (11) 各種統計調査に関すること(他のセンター、事務所、課の主管に属するものを除く。)。
- (12) 各種選挙に関すること。
- (13) 選挙管理委員会に関すること。
- (14) 他のセンター、事務所、課、室の主管に属しないこと。

地域振興課

- (1) 市民組織との連絡及びその振興に関すること。
- (2) 自治会及び町内会の会館の整備に対する助成及び融資に関すること。
- (3) 自治会、町内会等の公園集会所の整備に対する助成に関すること。
- (4) 地縁による団体の認可等に関すること。
- (5) 認可を受けた地縁による団体の代表者等の印鑑の登録及び証明に関すること。
- (6) 消費者対策に関すること。
- (7) 交通安全運動に関すること。
- (8) 商工業の振興に関すること。
- (9) 一般廃棄物(し尿を除く。)の発生抑制、再使用及び再利用の推進に関すること。
- (10) 街の美化に関すること。
- (11) 区内の市民活動の推進に関すること。
- (12) 青少年の健全育成及び保護育成に関すること。(福祉保健センターこども家庭支援課の主管に属するものを除く。)。
- (13) 青少年団体の育成に関すること。
- (14) 区民の生涯学習の支援に関すること。
- (15) 社会教育に関すること。
- (16) 区民のスポーツ振興に関すること。
- (17) 地域の文化振興に関すること。
- (18) 公職選挙法に基づく市立学校施設の使用に関すること。
- (19) 市立学校施設の区民利用調整に関すること。
- (20) 地域と学校との連携に関すること。(福祉保健センターこども家庭支援課の主管に属するものを除く。)。
- (21) 社会教育関係団体に関すること。
- (22) 区に属する施設の運営管理及びこれに係る総合調整に関すること(他のセンター、事務所、課の主管に属するものを除く。)。
- (23) 広場、遊び場等に関すること(工事設計業務を除く。)。
- 4 都筑区役所に置く地域振興課、高齢・障害支援課及びこども家庭支援課の事務分掌は、次のとおりとする。

地域振興課

- (1) 市民組織との連絡及びその振興に関すること。
- (2) 自治会及び町内会の会館の整備に対する助成及び融資に関すること。
- (3) 自治会、町内会等の公園集会所の整備に対する助成に関すること。
- (4) 地縁による団体の認可等に関すること。
- (5) 認可を受けた地縁による団体の代表者等の印鑑の登録及び証明に関すること。
- (6) 消費者対策に関すること。
- (7) 交通安全運動に関すること(福祉保健センターこども家庭支援課の主管に属するものを除く。)。
- (8) 防犯に関すること。
- (9) 商工業の振興に関すること。

- (10) 一般廃棄物(し尿を除く。)の発生抑制、再使用及び再利用の推進に関すること。
- (11) 街の美化に関すること。
- (12) 区内の市民活動の推進に関すること。
- (13) 青少年の健全育成及び保護育成に関すること(福祉保健センターこども家庭支援課の主管に属するものを除く。)。
- (14) 青少年団体の育成に関すること(福祉保健センターこども家庭支援課の主管に属するものを除く。)。
- (15) 区民の生涯学習の支援に関すること。
- (16) 社会教育に関すること。
- (17) 区民のスポーツ振興に関すること。
- (18) 地域の文化振興に関すること。
- (19) 社会教育関係団体に関すること。
- (20) 区に属する施設の運営管理及びこれに係る総合調整に関すること(他のセンター、事務所、課の主管に属するものを除く。)。
- (21) 広場、遊び場等に関すること(工事設計業務を除く。)。 高齢・障害支援課
- (1) 老人福祉法、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法及び障害者総合支援法に基づく措置費等並びにこれらの法に基づかない扶助費の支出及び徴収に関すること(こども家庭支援課の主管に属するものを除く。)。
- (2) 障害児等に係る児童福祉法に基づく措置費等及び同法に基づかない扶助費の支出及び徴収に関すること。
- (3) 福祉及び保健の総合相談に関すること(こども家庭支援課の主管に属するものを除く。)。
- (4) 前号の相談に基づくサービスの実施に向けた連絡調整に関すること。
- (5) 高齢者の福祉に関すること。
- (6) 要援護高齢者等の保健に関すること。
- (7) 介護予防に関すること。
- (8) 介護保険に係る要介護認定等に関すること(介護保険被保険者証、介護保険資格者証等に関することを含む。)。
- (9) 介護保険に係る居宅サービス計画等に関すること。
- (10) 介護保険事業者及び介護保険施設に係る調査及び指導等に関すること。
- (11) 身体障害者、知的障害者及び精神障害者の福祉及び保健に関すること(福祉保健課の主管に属するもの及び保健所事務分掌規則第4条高齢・障害支援課の項に掲げる事務を除く。)。
- (12) 障害者総合支援法に規定する介護給付費等、特定障害者特別給付費、特例特定障害者特別給付費、地域相談支援給付費等、計画相談支援給付費、特例計画相談支援給付費、療養介護医療費、基準該当療養介護医療費、補装具費及び高額障害福祉サービス等給付費の支給決定等(障害支援区分認定については、認定調査及び医師意見書に係る部分に限る。)に関すること。
- (13) 障害者総合支援法に規定する自立支援医療費の支給認定等に関すること(認定の決定に関することを除く。)。
- (14) 横浜市地域生活支援サービス費及び高額地域生活支援サービス費の支給等に関する規則に規定

する地域生活支援サービス費及び高額地域生活支援サービス費の支給決定等に関すること。

- (15) 児童福祉法に規定する障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、障害児相談支援給付費の支給決定等に関すること。
- (16) 精神保健に関すること(福祉保健課及びこども家庭支援課の主管に属するもの並びに保健所事務分掌規則第4条高齢・障害支援課の項第1号に掲げる事務を除く。)。
- (17) 難病対策に関すること。
- (18) 公害健康被害者の家庭療養指導の実施に関すること。 こども家庭支援課
- (1) 児童(障害児等を除く。以下この部において同じ。)、女性及び母子に係る児童福祉法に基づく措置費等及び同法に基づかない扶助費の支出及び徴収に関すること。
- (2) 旧児童福祉法に基づく保育費用及び旧児童福祉法に基づかない保育に係る扶助費の交付等に関すること。
- (3) 児童、女性、母子、父子、寡婦等に係る福祉及び保健の総合相談に関すること。
- (4) 前号の相談に基づくサービスの実施に向けた連絡調整に関すること。
- (5) 児童、女性、母子、父子、寡婦等の福祉に関すること。
- (6) 母子保健に関すること(保健所事務分掌規則第4条こども家庭支援課の項第3号に掲げる事務を除 く。)。
- (7) 子育ての支援に関すること(総務部の主管に属するものを除く。)。
- (8) 市立の保育所の運営管理、研修等に関すること。
- (9) 私立の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の運営指導、研修等に関すること。
- (10) 特別保育事業及び定員外入所に関すること。
- (11) 横浜保育室及び認可外保育施設に関すること(児童福祉法に基づく事業停止命令等に関することを除く。)。
- (12) 交通安全運動(スクールゾーン及びはまっこ安全教室に係るものに限る。)に関すること。
- (13) 青少年の健全育成及び保護育成に関すること(18歳未満の者に係るものに限る。)。
- (14) 青少年団体の育成に関すること(18歳未満の者に係るものに限る。)。
- (15) 児童福祉法に基づく放課後児童健全育成事業等に関すること。
- (16) 公職選挙法に基づく市立学校施設の使用に関すること。
- (17) 市立学校施設の区民利用調整に関すること。
- (18) 地域と学校との連携に関すること。
- (19) 区に属する施設(コミュニティハウス及びこどもログハウスに限る。)の運営管理及びこれに係る総合調整に関すること。
- (20) 子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援事業計画の策定の調整及び推進に関すること。
- (21) 子ども・子育て支援法に基づく子どものための教育・保育給付に係る支給認定等に関すること。
- (22) 子ども・子育て支援法に基づく特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用に係るあっせん及び要請に関すること。

(昭61規則81・昭61規則107・昭62規則78・昭62規則92・昭62規則105・昭63規則42・昭63規則77・平元規則50・平2規則58・平2規則73・平3規則95・平4規則33・平4規則34・平4規則55・

平4規則108・平5規則53・平5規則67・平6規則64・平6規則91・平6規則108・平6規則122・平7規則133・平8規則37・平8規則87・平9規則56・平9規則74・平10規則43・平10規則90・平11規則40・平11規則52・平11規則63・平12規則89・平12規則121・平12規則132・平12規則156・平13規則51・平13規則64・平13規則113・平14規則47・平15規則59・平15規則71・平16規則4・平16規則46・平16規則61・平16規則85の2・平17規則70・平17規則146・平18規則84・平18規則130・平19規則37・平20規則40・平21規則39・平21規則74・平22規則29・平24規則37・平24規則68・平25規則44・平25規則77・平26規則28・平26規則50・平26規則60・一部改正)

(職名)

- 第3条 区に副区長、部に部長、センターにセンター長、事務所に所長及び副所長、課に課長、係に係 長その他の職員を置く。
- 2 センターにセンター担当部長を置く。
- 3 係を置かない課に担当係長を置く。
- 4 前項に定めるものを除くほか、必要により区に担当理事、担当部長、担当課長、課長補佐、担当係長及び専任職を置くことができる。
- 5 担当理事、副区長、部長、センター長、所長、センター担当部長、担当部長、課長、副所長、担当 課長、課長補佐、係長、担当係長及び専任職は、事務職員、技術職員又は医務職員をもって充てる。
- 6 第1項の規定により置かれた総務部長は、副区長をもって充てる。
- 7 福祉保健センター高齢・障害支援課又はこども家庭支援課に所属する職員(係長以上の職員を除く。 以下この項において同じ。)のうち区長が定める職員は、本来所属する課の事務のほか、同センター高 齢・障害支援課の職員にあっては同センターこども家庭支援課の、同課の職員にあっては同センター 高齢・障害支援課の事務のうち区長が定める事務に従事するものとする。
- 8 土木事務所の職員は、環境創造局及び道路局の職員を兼務するものとする。

(昭61規則107・昭62規則60・平4規則108・平6規則64・平6規則108・平7規則124・平9規則56・平10規則43・平10規則47・平11規則40・平12規則89・平13規則113・平15規則59・平16規則46・平17規則70・平19規則37・平19規則72・平20規則40・平21規則39・平22規則29・平25規則44・平26規則28・一部改正)

(職務)

- 第4条 担当理事、部長、センター長、所長、担当部長、課長、副所長、担当課長、課長補佐、係長、 担当係長及び専任職は、それぞれ上司の命を受け、所管の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
- 2 副区長は、区長の命を受け、区の事務を掌理し、区長を補佐する。
- 3 センター担当部長は、区長の命を受け、センターの事務を掌理し、センター長を補佐する。
- 4 担当理事の事務分担は、市長が定め、担当部長、担当課長、課長補佐、担当係長(前条第3項の規定により置かれる担当係長を除く。)及び専任職の事務分担は、所属長が定める。
- 5 課員の事務分担は、課長が定める。
- 6 区会計管理者は、区会計室の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

(昭61規則107・昭62規則60・平6規則64・平6規則108・平7規則124・平10規則43・平13規則113・平16規則46・平17規則70・平19規則37・平19規則72・平22規則29・一部改正)

第5条 削除

(平6規則64)

(専決等)

第6条 区長、部長、センター長、所長、センター担当部長、課長、副所長その他の者の専決等については、別に定める。

(平4規則108・旧第5条繰下、平6規則64・平13規則113・平17規則70・平19規則72・平22規則29・一部改正)

(代理)

- 第7条 区長に事故があるとき、又は区長が欠けたときは、副区長、主管の部長、センター長又は所長がその職務を代理する。
- 2 センター長に事故があるとき、又はセンター長が欠けたときは、市長は、必要に応じ職務代理者を 任命することができる。
- 3 担当理事、副区長、部長、所長、センター担当部長、担当部長、課長、副所長、担当課長、課長補 佐、係長又は担当係長に事故があるとき、又はこれらの者が欠けたときは、主管の上席者がその職務 を代理する。
- 4 区会計管理者に事故があるとき、又は区会計管理者が欠けたときは、区会計室に属する上席の事務職員がその職務を代理する。

(昭61規則107・昭62規則60・一部改正、平4規則108・旧第6条繰下、平6規則64・平10規則43・平13規則113・平16規則46・平17規則70・平19規則37・平19規則72・平22規則29・一部改正)

(準用)

第8条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、横浜市事務分掌規則を準用する。

(昭61規則107・一部改正、平4規則108・旧第7条繰下、平9規則56・平11規則40・平16規則61・一部改正)

附則

(以下略)

3 指定都市の区の比較

		札幌市	仙台市	さいたま市	千葉市	横浜市	川崎市	相模原市	新潟市	静岡市	浜松市
標準的		総務企画課 地域振興課 戸籍住民課	区民生活課 戸籍住民課 税務会計課 市民センター	コミュニティ課 区民課	地域振興課市民課	総務課 区政推進課 地域振興課 戸務課 税会計室	総務課 企画課 地域振興課 ^{生涯学習支援課} 区民課 保険年金課	区政策課 地域振興課 区民課		総務・防災課 まちづくり振興課 戸籍住民課 税務課	
的な区役所の組	保健福祉	保険福祉課 健康・子ども課 保護課 保険年金課	障害高齢課	福祉課 支援課 高齢介護課 保険年金課 保健センター	高齢障害支援課 こども家庭課 社会援護課 健康課 保険年金課	高齡·障害支援課	高齢・障害課 保護課 衛生課	I	健康福祉課	生活支援課 保育児童課 高齢介護課 保険年金課	長寿保険課
織	土木·建築 分野	維持管理課	公園課 道路課 _{街並み形成課}	-	-	土木事務所	管理課 整備課	ı	建設課	ı	-
	産業分野	_	-	-	-	_	-	-	産業振興課	_	_
区役	福祉 事務所	○ (移行時~)	○ (移行時~)	○ (移行時~)	○ (移行時~)	(昭和52年~)	〇 (平成7年~)	× (健康福祉局)	○ (移行時~)	○ (移行時~)	○ (移行時~)
所組	保健所	× (保健福祉局)	○ (平成8年~)	× (保健福祉局)	○ (一部機能を移管)	○ (平成6年~)	〇 (平成9年~)	× (健康福祉局)	○ (一部事務を移管)	(保健福祉子ども局)	× (健康福祉部)
織への	土木 事務所	○ (移行時~)	○ (移行時~)	× (建設局)	○ (一部機能を移管)	〇 (平成17年~)	〇 (平成15年~)	× (都市建設局)	○ (一部事務を移管)	× (建設局)	× (土木部)
編入	建築課	× (都市局)	○ (移行時~)	× (建設局)	× (都市局)	× (建築局)	× (まちづくり局)	× (都市建設局)	× (建設部)	× (都市局)	× (都市整備部)
状況	農政 事務所	× (経済局)	× (経済局)	-	× (経済農政局)	× (環境創造局)	× (経済労働局)	× (環境経済局)	△ (6箇所)	× (経済局)	× (産業部)

		名古屋市	京都市	大阪市	堺市	神戸市	岡山市	広島市	北九州市	福岡市	熊本市
標準的		まちづくり推進室市民課	地域力推進室市民窓口課市民務日課度資産税課調。	窓口サービス課	企画総務課 自治推進課 市民課 保険年金課	まちづくり支援課	総務・地域振興課 市民保険年金課	地域起こし推進課市民課保険年金課会計課	総務企画課 コミュニティ支援課 市民課	地域支援課 共涯学習推進課 課税課 納税課 市民課 保険年金課	
な区役所の組	保健福祉 分野	福祉課 保険年金課 生活環境課	福祉介護課 支援課 保護課 保険年金課 健康づくり推進課 衛生課	保健福祉課	生活援護課 地域福祉課 子育て支援課 保健センター		-	保健福祉課	保健福祉課 保護課	子育て支援課 健康課 ^{地域保健福祉課} 保護課 衛生課	福祉課 保護課 保健こども課
織	土木·建築 分野	-	-	-	-	-	維持管理課	維持管理課 建築課 地域整備課 農林課	まちづくり整備課	地域整備課 維持管理課 生活環境課	-
	産業分野	-	-	-	-	-	農林水産振興課	-	-	_	-
区役	福祉 事務所	○ (平成3年~)	○ (平成9年~)	○ (昭和39年~)	○ (移行時~)	○ (平成8年~)	× (保健福祉局)	○ (移行時~)	○ (平成6年~)	○ (移行時~)	○ (移行時~)
所組	保健所	○ (平成12年~)	× (保健福祉局)	× (健康局)	× (健康福祉局)	× (保健福祉局)	× (保健福祉局)	× (健康福祉局)	× (保健福祉局)	○ (平成9年~)	(健康福祉子ども局)
織への	土木 事務所	× (緑政土木局)	× (建設局)	× (建設局)	× (建設局)	× (建設局)	○ (移行時~)	○ (移行時~)	× (建設局)	○ (移行時~)	× (都市建設局)
編入	建築課	× (住宅都市局)	× (都市計画局)	× (都市計画局)	× (建築都市局)	× (住宅都市局)	× (都市整備局)	○ (移行時~)	× (建築都市局)	× (住宅都市局)	× (都市建設局)
状況	農政 事務所	× (農業委員会)	× (産業観光局)	× (経済局)	× (産業振興局)	× (産業振興局)	○ (移行時~)	△ (4箇所)	× (産業経済局)	× (農林水産局)	× (農水商工局)

区長への事務委任の状況

第30次地方制度調査会 第15回専門小委員会(平成24年6月27日) 資料より抜粋

													<u> </u>							_	_	_	_
		事務事業	札幌市	仙台市	千葉市	さいたま市	川崎市	横浜市	相模原市	新潟市	静岡市	浜松市	名古屋市	京都市	大阪市	堺市	神戸市	岡山市	広島市	北九州市	福岡市	熊本市	合計
		歳入歳出に関すること						0					0	0	0		0				0		6
	総	契約事務		0				0															2
	務 関	財産区に属する予算の執行、造営物の管理処分の決定													0								1
		配当予算の執行決定						0						0	0		0				0		5
445		当該区役所の臨時職員の任免に関すること										0											1
総務		印鑑登録・証明		0	0	0	0	0	A	0	0	0	0			0	0	0		0		0	15
関		住居表示				0	0	0				0	0		0		0				0	[8
係	卢	身分証明		0		0	0	0	0		0	0	0					0				0	10
総	籍	諸証明及び公簿閲覧	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	19
総務関		船舶職員法・施行規則の諸証明													0							[1
係、	録関	引き続き当該都道府県の区域内に住所を有する旨の証明 (公職選挙法施行令34の2)					0	0			0		0		0				0	0			7
戸籍								0	0										0			ļļ	3
- 1	ľ	市町村合併等に伴う証明書の交付に関すること										0										ļļ	1
登 録		 就学通知書・就学事務						0														ļļ	1
関		税理士登録申請適格調査						0							0		0						3
係、		登録免許税が軽減される住宅用家屋の証明(租税特別措置法施行令42①)						0						0					0]		Ţ <u>Ţ</u>	3
税		市税・賦課・徴収・督促・滞納処分		0		0		0				A		0					0			[6
務関		市税に関する諸証明						0				0		0					0			[4
係	務	道府県民税賦課徴収		0		0						A		0					0			[5
	関係	道府県税申告書送付、価格の通知				0						0										[2
聴	环	市税過料徴収		0		0		0				0		0					0			[6
広 報		市税過誤納還付充当						0											0			[2
関		他団体徴収嘱託						0						0			0		0			[4
係)		納税貯蓄組合		0		0		0						0					0			ļ	5
		国勢調査						0															1
	ľ	自衛官の募集	0										0	0	0		0		0	0			7
	ľ	 自動車の臨時運行許可	0	0	0	0	0	0	T]	0	0	0		0	Ī	0		0	0	0	Ţ [†]	14
	ľ		T	0		0		0	T	<u> </u>		0				T	Ī		0			ކ	5
	ľ		T] 	T	<u> </u>	0					T	Ī		0			ކ	2

区長への事務委任の状況②

		事務事業	札幌市	仙台市	千葉市	さいたま市	川崎市	横浜市	相模原市	新潟市	静岡市	浜松市	名古屋市	京都市	大阪市	堺市	神戸市	岡山市	広島市	北九州市	福岡市	熊本市	合計
		市民カード交付		0	0	0	0																4
	ľ	市民利用施設施設使用料の徴収、減免、返還		0			0	0			I		0				0		[<u>-</u>	[]	5
		市民利用施設維持管理					0	0									0				[<u>]</u>	[]	3
		市民利用体育・文化施設の管理委託						0															1
П #		市民利用福祉施設の管理委託						0									0						2
]	-	青少年育成事業委託						0													[<u>_</u>	[]	1
= 	-	地縁団体の印鑑登録・証明						0				0	0										3
1		地縁団体の認可						0				0	0		0								4
振興	1	地域活動支援補助金交付決定等				0		0			<u> </u>		0			0	ļ		<u> </u>		0		5
		区民イベント補助			0			0			<u> </u>					<u> </u>	<u> </u>		<u> </u>		ļ!	<u> </u>	2
社 会	: 1	老人クラブ助成						0			<u> </u>					<u> </u>	0		<u> </u>		ļ!	<u> </u>	2
教	ζ	コミュニティ広場指定、整備補助						0			<u> </u>					<u> </u>	<u> </u>		<u> </u>		ļ!	<u> </u>	1
育	1 .	コミュニティ懇談会運営費補助	<u></u>		0			0								<u> </u>	<u> </u>	<u></u>	<u> </u>	<u></u>	<u> </u>	<u> </u>	2
係		集会所建設補助			0			0	ļ								ļ		<u> </u>		ļ!	<u> </u>	2
	- 1	自治会・町内会館整備費融資事業						0	ļ								ļ		<u> </u>		ļ!	<u> </u>	1
		未利用公益用地等の地域利用						0	ļ								<u> </u>		<u> </u>		ļ!	<u> </u>	1
		区主催の催事、儀式及び区長が行う表彰の実施							ļ							0	<u> </u>		<u> </u>		ļ!	<u> </u>	1
		地域振興に係る協定、覚書等の締結														0		Щ	<u> </u>	Щ			1
		諸届					0	0	ļ				0	0		0	0		0		0	<u> </u>	8
	- 1	被保険者資格・認定	0	0	0		0	0	ļ		0	0	0	0	 	0	0		0		0	<u> </u>	13
		給付	0	0			0	0	ļ				0	0		0	0		0		0	<u> </u>	10
		保険料賦課徴収	0	0	0		0	0	ļ		0	A	0	0		0	0		0		0	<u> </u>	13
福	玉	国民健康保険料その他の諸収入金の賦課(保険料の算定方法、料率及び減免の 基準の決定に関することを除く)及び納付告知に関すること										0											1
祉	民	保険料滞納処分	0	0			0	0					0	0		0	0		0		0	[]	10
衛	健康		0	<u> </u>			0	0					0	0		0	0		0		0		9
生関			0	0			0	0			<u> </u>		0	0		0	0		0		0	[10
係	険			<u> </u>			0	0			0	0	0	0		0	0		0	0		[10
	ľ		l					<u> </u>			<u> </u>					T	0				0	[2
			Ĭ					Ī					0	,		0	0				0		4
	ľ	療養の給付の一部負担金の減額に関すること	[<u> </u>				0				<u> </u>			<u> </u>	1			1
	ľ		[<u> </u>								†	1		T	1	0		1
			[<u> </u>								†	1		0	1			1

区長への事務委任の状況③

		事務事業	札幌市	仙台市	千葉市	さいたま市	川崎市	横浜市	相模原市	新潟市	静岡市	浜松市	名古屋市	京都市	大阪市	堺市	神戸市	岡山市	広島市	北九州市	福岡市	熊本市	合計
		諸届	0					0					0	0		0	0		0		0		8
	後	被保険者資格・認定						0															1
	期	給付						0															1
	高齢	保険料賦課徴収		0	0		0	0					0	0		0			0		0		9
	<u> </u>	保険料滞納処分	0	0			0	0					0			0	0		0		0		9
	7.乐	保険料過誤納還付充当	0				0	0					0	0		0	0		0				8
	17人	保険料過料徴収	0	0			0	0					0	0		0			0				8
		諸証明																		0			1
	_	被保険者に対するはり・きゅう施術費支給																	0		0		2
		被保険者の資格 	0	0	0		0	0					0	0			0		0		0		10
		要介護認定・要支援認定	0	0	0		0	0					0	0							0		8
		給付 	0																0		0		3
		利用者負担額減額費の受給資格者の登録に係る資格の得喪	0																				1
	(年)	保険料その他の徴収金の賦課・徴収																	0		0		2
福祉		利用者負担助成等 																			0		1
		資金貸付事業 																			0		1
衛 生	_	介護保険法に基づく地域支援事業に係る給付																			0		1
関		障害者自立支援法による障害程度区分の認定 											0										1
係	14	障害者自立支援法による介護給付費等の支給決定 											A								0		2
	害者	障害者自立支援法による介護給付費等の支給 																			0		1
	福	障害者自立支援法による地域生活支援事業 																			0		1
	BB I	障害児通所給付費及び特例障害児通所給付費の通所給付決定 											0										1
	係	障害児入所給付費の入所給付決定 											0										1
		障害児通所給付費等及び障害児入所給付費等の申請の受付及び支払その他の給 付事務(一部を除く)											0										1
		乳幼児医療費助成	0	0												0	0				0		5
		老人医療費助成														0	0				0		3
	_	母子(父子)家庭等医療費助成	0	0												0	0				0		5
	智	心身障害者医療費助成		0]										▲					<u></u>]	2
	関	重度心身障害者医療費助成	0													0	0				0]	4
	係	高齢重度心身障害者医療費助成]]	0	0				<u> </u>		2
		老人福祉法の措置費用徴収	0				0	0								0							4
		児童福祉施設入所措置徴収					-												0				1

区長への事務委任の状況 ④

		事務事業	札幌市	仙台市	千葉市	さいたま市	川崎市	横浜市	相模原市	新潟市	静岡市	浜松市	名古屋市	京都市	大阪市	堺市	神戸市	岡山市	広島市	北九州市	福岡市	熊本市	合計
		特定障害者給付金						0				0							0		0		4
					0									0									2
	各種				0									0		0						1	3
								0															1
	当金													0									1
														0									1
		 敬老祝い金支給															0					1	1
	/ -	国民年金諸届受理、送付、手帳交付	0	0	0		0	0			0		0	0		A	0		0		0		13
	年金																0				0		2
		老齡福祉年金諸届		0	0		0					0		0		0			0				7
福	/2	保育料賦課徴収																	0				1
祉	保育	保育料過料徴収																	0				1
· 在																			0				1
衛 生	上	下水道事業受益者負担金																	0				1
関係	下水	下水道敷地等占用許可占用料徴収						A													0		2
沐	道	下水道条例の排水設備計画確認、工事検査																			0		1
		埋火葬許可	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0		0	0		0	0	0	0	17
	埋	斎場の利用許可									0	0]	2
	葬	霊柩自動車の利用許可									0]	1
		火葬場使用許可							0			0								0	0		4
	保健	鳥獣飼育許可	0																				1
	所	有害鳥獣駆除	0																				1
	Z	精神障害者の保護等(精神保健及び精神障害者福祉法21、22、33)															0						1
	その	行旅病人・行旅死亡人に関すること						0				0		0			0						4
		条例に基づくし尿処理申込受理																			0]	1
																					0		1
	/\	公園施設利用許可、使用料徴収		0				0													0		3
	公園	公園における行為許可、施設の設置占用許可、使用料徴収		0				0													0		3
±				0																			1
木関	河	準用河川の占用許可、占用料等徴収																			0		2
係	川	準用河川の監督処分																			0		1
	関係	河川管理者以外の者の行う準用河川の工事承認																			0		1
	坏	水路使用許可、使用料徴収																			0		1

※ ▲は事務事業欄の項目のうち一部のみを行っていることを表す。

出典:各指定都市に対する状況調査(平成24年6月)の結果をもとに作成

区長への事務委任の状況 ⑤

		事務事業	札幌市	仙台市	千葉市	さいたま市	川崎市	横浜市	相模原市	新潟市	静岡市	浜松市	名古屋市	京都市	大阪市	堺市	神戸市	岡山市	広島市	北九州市	福岡市	熊本市	合計
—	_	学的技用の物品	'''		117	市	112	'''	市	112	'''	112	市	11,2	",		'''	- '' <i>'</i>	117	市	-112	'''	
		道路境界の確認 工事施行命令(道路法22①)		0													 				, -	 -	
		<u> </u>		0				0									 					 -	2
		<u> </u>		0				0									 				0	 	<u>ا</u>
				0				0			 										9	 	اد 1
		道路占用料過誤納還付充当	 -																0		_/	┢╼╼╼┩	
		警察署長との協議(道路法32⑤)	 -	0				0													_/	┢╼╼╼┩	
		国との協議(道路法35)	}	0				0			 				 		 	ļ			ال	_}	2
	路問	原状回復等指示(道路法40②)	 	0				0			 				 		 				r -	}	2
1,1	係	違法放置物件に対する措置(道路法44の2①~⑤) 負担金の徴収(道路法44の2⑦)		0				0							 		 	 			, -	╆╼╼╼┩	2
土木			ļ	0				0			ļ						ļ				, -	ֈ	2
関		通行禁止、制限(道路法46① 1) 		0				0	ļ						 	 	ļ						2
係		監督処分(道路法71) 	ļ	0				0	ļ		ļ					ļ	ļ	ļ 			0	<u> </u>	3
		道路の目的外使用許可 		0					ļ		ļ						ļ				} 	<u></u>	1
		私道整備補助		0				0	ļ		ļ				 		ļ				, 	<u> </u>	2
		狭あい道路の拡幅整備	ļ	0					ļ						 	<u> </u>	ļ					ĻJ	1
	_	占用料徴収(道路法39)																	0				1
		屋外広告物除却		0					ļ								<u> </u>]	J	1
	そ	屋外広告物許可申請手数料徴収	<u> </u>	0					<u> </u>												0	<u>L</u> J	2
	の	街路灯設置、電気料補助		0	0				L												LJ	LJ	2
	他	法定外公共物の境界確定・決定、行為許可・協議・立入り		0]	1
		条例に基づく自転車の移動、保管費用徴収																			0		1
建		都市計画区域、市街地開発区域内における建築許可		0																			1
築関		建築物の仮使用承認(建築基準法7の6①1)		0																	Ţ	i	1
係				0																			1
		避難立退勧告指示(災害対策基本法60)						0															1
災害		応急措置としての土砂の運搬(災害対策基本法62①)	1					0			1			(ĵ				,		1
善対		水害予防組合の管理等(水害予防法)	T					0								 	<u> </u>						1
策			1					0			†	0	0	\ -	 	<u> </u>	0	h			·†	<u> </u>	4
関係		漂流物(水難救護法24①)	1				0	0	 							<u> </u>	†	}			; †		2
I/K		天災による農林漁業者等への資金融通等	1						 		 				0	 	 	·			· 		1
		合計	29	56	22	18	32	82	10	7	16	31	40	37		34	43	7	49	13	58	8	528

区における総合行政の推進の状況

○区における総合行政の推進に関する規則

昭和57年6月5日 規則第77号

注 平成6年7月から改正経過を注記した。

区における総合行政の推進に関する規則をここに公布する。

区における総合行政の推進に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、区の区域内において横浜市が行う事務事業(以下「市の事務事業」という。)に関し、区役所及び局の連絡調整を円滑にするとともに区長が地域課題に応じた区政の運営方針を策定し、必要な総合調整を行うことにより、区における総合行政を積極的に推進し、市民本位の市政に資することを目的とする。

(平15規則60・平17規則70・平23規則38・一部改正)

(定義)

第2条 この規則において「局」とは横浜市事務分掌条例(昭和26年10月横浜市条例第44号) 第1条に掲げる統括本部及び局、消防局、水道局、交通局、医療局病院経営本部並びに教 育委員会事務局をいい、「局長」とは局(教育委員会事務局を除く。)の長及び教育長をい う。

(平8規則37・平17規則70・平18規則84・平22規則29・平23規則38・平27規則55 一部改正)

(区政の運営方針)

第3条 区長は、年度当初に当該年度における区政の重点的な取組課題を運営方針として 策定し、その内容を区民に公表する。

(平15規則60·全改)

(総合調整)

- 第4条 区長は、市の事務事業について、当該区における市政の代表者として必要な総合 調整を行うものとする。
- 2 区長は、局が分掌する市の事務事業について、当該局長に対し、必要な調整を行うことができる。
- 3 区長は、局所管の事務所・事業所の分掌する市の事務事業について、当該事務所・事業所の長に対し、必要な指示を行うことができる。
- 4 区長は、区の区域内にある公の施設その他の区民利用施設の運営管理について、区民 の利便を十分に図る措置をとるように、当該施設の管理者等に対し、必要な指示をする

ものとする。

(平15規則60・全改、平17規則70・平23規則38・一部改正)

(地域情報の収集及び提供)

第5条 区長は、区民要望等地域に関する情報を収集し、そのうち局が分掌する市の事務 事業に関する情報については、積極的に関係する局長及び事務所・事業所の長に提出し なければならない。

(平15規則60・全改、平17規則70・平23規則38・一部改正)

(協力)

第6条 市の事務事業の計画の策定及びその実施並びに区政の運営方針の実現に当たっては、所管の区長及び局長は、相互に連絡調整を緊密に行い、その円滑な推進を図るため協力しなければならない。

(平15規則60・全改、平17規則70・平23規則38・一部改正)

(協議)

第7条 局長は、その分掌する市の事務事業に関し計画を策定し、及びこれを実施する場合においては、関係区長(各区に共通する事務事業である場合においては、別に定める区長会議)と協議しなければならない。この場合においては、局長は、協議の対象となる区長又は区長会議に対し、必要な資料及び情報を提供し、会議への出席、説明及び討論への参加を求める等協議の対象となる区長又は区長会議の意見を十分反映するよう努めなければならない。

(平15規則60・全改、平17規則70・平23規則38・一部改正)

(関係職員の出席等)

第8条 区長又は区長会議の議長は、市の事務事業に関し計画を策定し、及びこれを実施 するに当たって必要があると認めるときは、局長又は局の関係職員の出席を求めてその 意見を述べさせ、若しくは説明させ、又は必要な資料の提供を求めることができる。

(平15規則60・旧第8条繰下・一部改正、平17規則70・一部改正、平23規則38・旧第9条繰上・一部改正)

(区づくり経営会議)

第9条 第1条の目的を達成するため、各区に区づくり経営会議を置く。

2 区づくり経営会議は、区長、区の部長(福祉保健センター長及び土木事務所長を含む。 以下同じ。)及び課長(土木事務所副所長を含む。以下同じ。)その他局又は区の関係職員 のうち区長が必要と認める者をもって構成する。 3 区づくり経営会議は、区長が主宰する。

(平15規則60・追加、平17規則70・一部改正、平23規則38・旧第10条繰上)

(関係機関との連絡調整)

- 第10条 区長は、この規則に基づき総合調整、地域情報の収集及び提供並びに区づくり経営会議の円滑な運営を行うため、必要に応じて連絡調整のための会議を置くことができる。
- 2 連絡調整のための会議は、区長、区の部長及び課長、局の事務所・事業所の長、国、 県等関係行政機関の職員、関係事業者の職員その他の区長が必要と認める者をもって構 成する。
- 3 連絡調整のための会議は、区長が主宰する。

(平15規則60・追加、平23規則38・旧第11条繰上)

(委任)

第11条 この規則に定めるもののほか、区における総合行政の推進に関し必要な事項は、 市長が別に定める。

(平15規則60・旧第10条繰下・一部改正、平23規則38・旧第12条繰上)

附則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成6年7月規則第64号) 抄 (施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成8年4月規則第37号) 抄 (施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成11年6月規則第63号) 抄 (施行期日)

1 この規則は、平成11年6月7日から施行する。

附 則(平成15年4月規則第60号) この規則は、公布の日から施行する。 附 則(平成17年4月規則第70号) 抄

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

7 この規則の施行の際現に決裁処理の過程にある事案の処理については、なお従前の例 による。

附 則(平成18年3月規則第84号) 抄

(施行期日)

1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

5 この規則の施行の際現に決裁処理の過程にある事案の処理については、なお従前の例 による。

附 則(平成22年3月規則第29号) 抄

(施行期日)

1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

6 この規則の施行の際現に決裁処理の過程にある事案の処理については、なお従前の例 による。

附 則(平成23年3月規則第38号) 抄

(施行期日)

1 この規則は、平成23年5月1日から施行する。ただし、第1条中横浜市事務分掌規則第6条健康安全部の項生活衛生課の部第6号の改正規定、同項食品衛生課の部第4号及び第5号を削り、同部第6号を同部第4号とする改正規定、同部第7号の改正規定、同号を同部第5号とする改正規定並びに同規則第7条家庭系対策部の項業務課の部第18号を削り、同部第19号を同部第18号とし、同部第20号から第22号までを1号ずつ繰り上げる改正規定、第2条の規定、第11条中横浜市技監設置規則第1条第2項の改正規定並びに第23条中区における総合行政の推進に関する規則第2条第1項の改正規定(「教育委員会事務局を除く。)の長」を「病院経営局及び教育委員会事務局を除く。)の長、病院事業管理者」に改める部分に限る。)は、平成23年4月1日から施行する。

(経過措置)

5 この規則の施行の際現に決裁処理の過程にある事案の処理については、なお従前の例による。

附 則(平成27年3月規則第55号) 抄

(施行期日)

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

3 この規則の施行の際現に決裁処理の過程にある事案の処理については、なお従前の例による。

区の事務の状況について、他都市と比較して進んでいるもの、遅れているもの

分類	具体的な事務の内容
(1) 本市の区で	ア 区が地域の実情に応じて裁量を発揮できる予算の編成・執行
行っている	イ 地域課題について区と局の連携により課題解決を図る仕組みの構築
特徴的な事務	ウ 住民に身近な区で行った方が良いと本市が判断した事務
	(例)
	・個性ある区づくり推進費(区が地域の実情に応じて編成・執行するこ
	とができる予算)
	・地域ニーズ反映システム(翌年度予算編成に向けて、区が局に対して
	事業化・予算化を提案し、区と局の連携による課題解決を図る仕組み)
	・道路・下水道・河川・身近な公園の維持管理業務等
(0) 1	
(2)本市の区で	ア 各政令指定都市の地域性に左右される事務
は行っていな	イ 従来は区の事務分掌としていたが、効率的な事務を行う観点から局に
い事務	集約し、局の事務分掌としたもの
	(例)
	・林業振興、農業振興に関連する事務
	・建築確認申請に関することなど建築に関する事務

区の権限強化について、進めやすいもの(その理由)、進めにくいもの(その理由)

分類	権限の内容・理由
(1) 区の権限強化が	ア 対応に迅速性が求められる事務に係る権限
進めやすいもの	イ 局で行うよりも、住民に身近な区役所で行った方が効率的で住民の利便性
	の向上等につながる事務に係る権限
	ウ 区の実情や地域の要望に合った事務事業の執行が行える余地がある事務
	に係る権限
	(例)
	・避難勧告及び指示など、災害対策等に係る事務権限
	・介護保険、後期高齢者医療、障害者総合支援、保育所等及び子育て支援、
	生活困窮者支援に関することなど、福祉・保健に係る事務権限
	・道路・下水道・河川・身近な公園の維持管理業務等に係る事務権限
(2) 区の権限強化が	ア 高度な専門性が要求される事務に係る権限
進めにくいもの	イ 局で一元的に行う方が効率的な事務に係る権限
	ウ 広域的な対応が必要な事務に係る権限
	(例)
	・水質汚濁等の防止のための規制及び指導に関する権限
	・建築確認申請等に関する事務権限
	・自動車専用道路や地下鉄など全市的な都市基盤整備に係る事務権限

■ 区長任命の実質的プロセス、特別職から一般職になれるか(法的見解を含めて)

1 区長任命の実質的プロセス

(1) 根拠

政令指定都市である横浜市の区長は、地方自治法に基づき、市長の権限に属する事務を分掌する 役職として、当該地方公共団体の長の補助機関である職員をもって、市長が任命します。

(2) 実質的プロセス

※実質的プロセスは、区長・局長・統括本部長・理事(以下、「区局長級」という。)ともに共通。

- ・ 定年退職数等を踏まえ、次年度に向けた区局長級ポスト数の整理
- ・ 次年度の機構改革等に伴う区局長級ポスト数の精査
- ・ 部長級からの区局長級への昇任者の審議(部下、同僚からの評価結果も活用)
- ・ すべての区局長級 (区長・局長・統括本部長・理事) の配置案の検討
- ・ 市長・副市長のトップマネジメントによる審議で配置を決定
- 内示
- 発令
- (3) 配置の視点

区局長級の配置は、管理職としての長年の経験を活かし、即戦力として活躍できるポストで、 トップマネジメントを支える経営能力を発揮してもらうことを主眼に行っています。

区局長級の中でも、特に区長の配置にあたっては、コミュニケーション能力や現場感覚に加え、 組織づくりや人材育成など様々な視点から、市長・副市長のトップマネジメントの中で、資質、 実績、能力、取組姿勢を総合的に勘案し、適材適所に配置しています。

【参考】

●地方自治法

(区の設置)

第 252 条の 20 指定都市は、市長の権限に属する事務を分掌させるため、条例で、その区域を分けて区を設け、区の事務所又は必要があると認めるときはその出張所を置くものとする。

- 2 区の事務所又はその出張所の位置、名称及び所管区域は、条例でこれを定めなければならない。
- 3 区の事務所又はその出張所の長は、当該普通地方公共団体の長の補助機関である職員をもつて充てる。 (略)
- 10 前各項に定めるもののほか、指定都市の区に関し必要な事項は、政令でこれを定める。

●地方自治法施行令

(区長)

第 174 条の 43 指定都市の区(以下この章において「区」という。)に、その事務所の長として区長を置く。

2 区長は、指定都市の市長の補助機関である職員のうちから、指定都市の市長がこれを命ずる。

2 特別職から一般職になれるか(法的見解を含めて)

特別職として、総合区長に就任した者を、当該特別職の任期満了に伴い、本市の一般職(例えば、 局長や理事)に任用するためには、新たに一般職職員としての「採用」手続きを経ることが必要とな ります。

地方公務員法では、一般職職員の採用は、競争試験によることを原則としていますが、人事委員会規則等で定める場合には、選考による採用もできるとされています。ただし、現行規則では、特別職を選考で採用できる旨の規定はありません。

よって、職員の任用に関する規則等の改正を行えば、総合区長等の特別職を一般職として採用することは可能となります。

●地方公務員法

(任命の方法)

- 第 17 条 職員の職に欠員を生じた場合においては、任命権者は、採用、昇任、降任又は転任のいずれか一の方法により、職員を任命することができる。
- 2 人事委員会 (競争試験等を行う公平委員会を含む。以下この条から第 19 条まで、第 21 条及び第 22 条において同じ。) を置く地方公共団体においては、人事委員会は、前項の任命の方法のうちのいずれによるべきかについての一般的基準 を定めることができる。
- 3 人事委員会を置く地方公共団体においては、職員の採用及び昇任は、競争試験によるものとする。但し、人事委員会の 定める職について人事委員会の承認があった場合は、選考によることを妨げない。
- 4 (略)

●職員の任用に関する規則

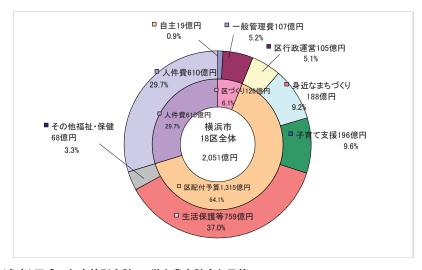
(選考によることができる職)

第19条 選考により採用を行うことのできる職は、次に掲げる職とする。

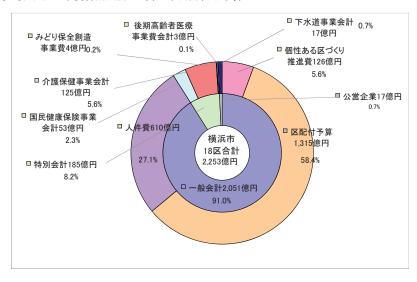
- (1) 技能職員の職員 I の職
- (2) 免許又は資格を必要とする職
- (3) 身体障害者をもって充てる職
- (4) 国家公務員の職又は地方公務員の職についている者をもって補充しようとする職
- (5) 職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生じた結果退職して3年を経過しない者をもって補充する職
- (6) 特別の知識、技術又は経験を必要とするものとして人事委員会が指定する職
- (7) 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第6条第1項又は第18条第1項の規定により任期を 定めて採用される者をもって充てる職員Iの職
- (8) 前各号に掲げるもののほか、試験によりがたいものとして人事委員会が指定する職
- 4 第1項及び第2項に掲げる職について選考を行う場合は、法第17条第3項ただし書に規定する人事委員会の承認があったものとみなす。

区に係る予算の現状 (平成27年度一般会計予算)

一般会計は、福祉、保健、道路・公園の維持管理など基礎的な行政サービスを行う会計で、主に市税(市民税及び固定資産税など)が使われています。横浜市の一般会計の規模は1兆4,955億円ですが、このうち区が執行している予算の規模(区の人件費を含む)は2,051億円です。この区が執行している予算に焦点をあてて、各区が主に税金を用いて、どれだけの事務事業を行っているかを示していきます。



(参考)平成27年度特別会計・公営企業会計含む予算



注:各項目で四捨五入をしているため、合計額と一致しない場合があります。

資料7

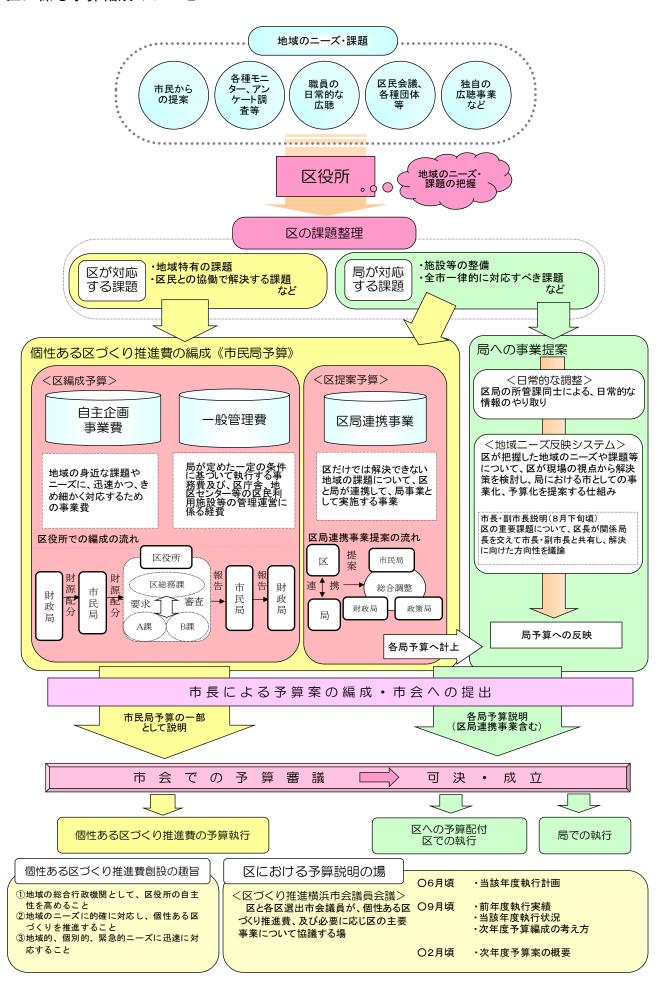
主な事業内容

(単位・百万円)

土 な 争 未 内	台	(単位:百万円)
分類	予算	説明
個性ある区づくり推進費	12,595	区の裁量や創意工夫に基づき自律編成する予算
自主企画事業費 (温暖化対策プラス・環境未来 都市含む)	1,857	区が地域の課題やニーズに迅速かつきめ細かく対応するための予算、及び各局から 配付されていた予算を東ねたもので、局が定めた一定の条件に基づいて地域の実情 に応じて編成・執行する予算です。
一般管理費	10,738	局が定めた一定の条件に基づいて執行する事務費や、区庁舎や地区センターなどの 区民利用施設の管理運営にかかる経費です。
区配付予算	131,529	局からの予算配付を受け、区が執行している予算
区行政運営	10,489	(総務部が執行する予算です。)
賦課徴収費	2,242	市税の課税・納税に係わる経費です。償還金や還付加算金、納税通知書の作成や発送するための経費などです。
広報費	279	「広報よこはま」や「県のたより」の配布謝金など、広報・広聴に係る経費です。
統計調査費	1,572	各種統計調査を行うための経費です。
その他	6,396	戸籍住民登録の事務費、各種選挙の実施、自治会・町内会組織助成などを行いま す。
身近なまちづくり	18,770	(土木事務所が執行する予算です。) *下水道事業を含む 20,421 百万円
道路修繕費等	13,383	道路の修繕や交通安全施設の整備・補修などを行います。
河川維持管理費等	752	準用河川の維持管理や親水水路の維持管理などを行います。
下水道事業(※参考)	(1,651)	既設管の修繕や共同排水設備の受託施工などを行います。
公園管理費等	4,635	身近な公園の維持管理や老朽化した公園施設の改良などを行います。
子育て支援	19,627	(福祉保健センター等が執行する予算です。)
民間保育所運営	900	一時保育や休日保育などを実施する民間保育所の運営費です。
市立保育所運営	5,387	保育に欠ける乳児、幼児を保育する保育所の運営費などです。
横浜保育室助成	6,054	こはよ床月至に切成するための柱質などです。
放課後児童健全育成	3,831	地域の理解と協力のもと、保護者の就労等の事情により、留守家庭となる児童の保 護及び遊びを通じての健全な育成を行う放課後児童クラブ運営委員会への補助金な どです。
その他	3,456	小児医療費助成、児童手当・児童扶養手当の支給などを行います。
生活保護等	75,885	(福祉保健センターが執行する予算です。)
生活保護	75,493	生活困窮者に対して、国の定める基準により、その困窮の程度に応じて扶助費を支給するための経費などです。
生活困窮者自立支援	392	
その他福祉・保健	6,758	(福祉保健センターが執行する予算です。)
障害者福祉	2,589	身体障害児・者の身体機能を補う用具、日常生活を円滑にするための各種用具の給 付、貸与を行うほか、障害状況等に合わせた住宅改造や自立支援機器の購入・取付 に係わる経費の助成などを行います。
高齢者福祉	505	老人クラブへの助成や寝たきり高齢者等への日常生活用具の給付・貸与に係わる経費。介護予防型のデイサービス事業(介護保険対象外事業)などを行います。
その他	3,664	地域ケアブラザの管理運営経費や民生委員・児童委員の活動費の支給などを行います。
人件費	61,006	総務局人材組織部労務課公表「平成27年度職員人件費予算の目安」より
合計	205,129	(※)下 水 道 事 業 を 含 む 206,780 百万円

※年間を通じた概ねの配付額を算出していますので、あくまでも区に係る予算の大まかな全体像を示した内容となっています。現時点では配付額が未定のため、区へ配付する予定額を18区均等に按分したものも含まれています。

区に係る予算編成のプロセス



平成27年度予算「区局連携事業」一覧(11事業36,775千円)【区別】

(単位:千円)

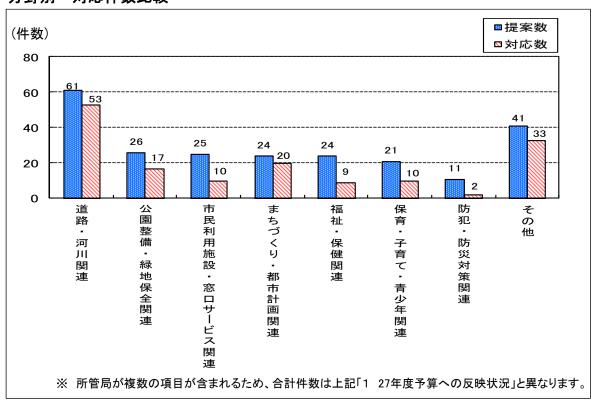
- -		NIK 6-		27予算	額(事業		<u> </u>	新
区名	No.	事業名	事業概要		特定財源	一般財源	計上局	新規
鶴見	1	外国籍・外国につなが る児童生徒に向けた学 習支援事業	日本語指導を必要とする児童生徒の支援の ために、学校と学校教育事務所、国際交流ラウンジ、区役所、YOKE、NPO等が連携して、日本 語学習等の支援を行う仕組みを作る。	1,928	0	1,928	教育委員会 事務局	0
Eng Ju	2	区庁舎設備等改修事 業(鶴見区総合庁舎駐 車場)	立体機械式駐車場に隣接する公用車駐車場 を区庁舎利用者への転用、公用車駐車場への 再整備、及び駐輪場の再整備について検討調 査を行う。	2,000	0	2,000	市民局	0
西	1	横浜駅行政サービス コーナーサービス向上 事業	横浜駅行政サービスコーナーの混雑緩和と来所者へのサービス向上のため、待合フロアに申請書記載指導、市政案内及び外国人対応を行う案内専門のスタッフを配置する。	2,848	0	2,848	市民局	0
	1	外国籍・外国につなが る児童生徒に向けた学 習支援事業	日本語指導を必要とする児童生徒の支援のために、学校と学校教育事務所、国際交流ラウンジ、区役所、YOKE、NPO等が連携して、日本語学習等の支援を行う仕組みを作る。	6,319	0	6,319	教育委員会 事務局	
中	2	ことぶき高齢者健康維 持支援事業	寿地区の単身高齢者に対し、医療職による健康調査、社会福祉職による必要なサービスへの繋ぎを行うことで、自立した生活を送れるよう支援し、必要に応じて生活リズムづくり、健康維持活動を支援する。	8,560	0	8,560	健康福祉局	
	3	開港記念会館の利活 用あり方検討事業	国指定の重要文化財である開港記念会館(中区公会堂)の開館100周年(29年度)を迎えるため、この機会を捉え、未活用の地下室の活用や、市民要望のある休憩喫茶スペースの設置見込みなどについて、基本計画の策定を通じて検討する。	3,000	0	3,000	市民局	0
南	1	外国籍・外国につなが る児童生徒に向けた学 習支援事業	日本語指導を必要とする児童生徒の支援のために、学校と学校教育事務所、国際交流ラウンジ、区役所、YOKE、NPO等が連携して、日本語学習等の支援を行う仕組みを作る。	2,305	0	2,305	教育委員会 事務局	
保土ケ谷	1	保土ケ谷宿を未来につ なげるみちづくり事業	26年度に実施した保土ケ谷宿が感じられる空間づくりや、歩きやすい道づくりを進めるための、調査や構想策定等を基に、基本計画を策定する。	4,750	0	4,750	道路局	
金沢	1	金沢区におけるICTプ ラットフォームとオープ ンデータの推進	区内外の多世代の人々・大学・企業・公共団 体等が地域の様々な課題解決に向けてアイディ アを出し合い、新たな仕組みや価値を創造する ための基盤整備を行う。	1,000	0	1,000	政策局	
/\	2	児川会玉党別邸(園庭 現在検討中の利活用の方向性に基づき、そ		2,000	0	2,000	教育委員会 事務局	
青葉	1	市が尾駅周辺地区 バリアフリー基本構想 策定事業	数多くの施設が集積し、区民の活動や行政 サービスの拠点となっている市が尾駅周辺を対 象に策定する。	2,065	0	2,065	道路局	0
		合	計(11事業)	36,775	0	36,775		

地域ニーズ反映システムにおける各区の要望内容・採択状況

1 27年度予算への反映状況

区名	要望数	対応有 (一部対応含む)	対応率
鶴見	11	7	63. 6%
神奈川	6	2	33. 3%
西	5	1	20.0%
中	17	13	76. 5%
南	9	5	55. 6%
港南	6	5	83. 3%
保土ケ谷	9	8	88. 9%
旭	25	18	72. 0%
磯子	6	4	66. 7%
金沢	10	7	70.0%
港北	15	10	66. 7%
緑	2	2	100.0%
青葉	11	9	81. 8%
都筑	13	9	69. 2%
戸塚	20	18	90. 0%
栄	6	4	66. 7%
泉	11	8	72. 7%
瀬谷	18	10	55. 6%
合計	200	140	70.0%

2 分野別・対応件数比較



(参考)提案項目・対応状況一覧

- (1) 区共通提案項目
- (2) 区別提案項目

参 考

区共通提案項目·対応状況一覧

	₩		所管局	対応ℓ	O有無
区名	番号	項目	局名	有 (一部対応含 む)	無
鶴見	3	市境における保育所整備、保育施設利用補助 制度の創設について	こども青少年 局	0	
神奈川	4	養育支援台帳の進行管理等に関する検討会 の設置	こども青少年 局		0
中	10	外国籍・外国につながる児童生徒のための支援の向上	教育委員会 事務局	0	
南	6	新国保システムの改修について	健康福祉局	0	
南	9	地震火災対策重点路線の早期整備について	道路局	0	
港南	1	感染症予防に向けた市立保育園調理職員用ト イレの洋式化	こども青少年 局	0	
港南	2	市立保育園へのAED設置	こども青少年 局	0	
港南	6	図書取次サービスポイントネットワーク整備に おけるJR港南台駅での早期実施等について	教育委員会 事務局	0	
保土ケ谷	3	旧東海道の歴史を活かした景観形成とまちづ くりによる「横浜の魅力づくり」の推進	都市整備局		0
保土ケ谷	3	旧東海道の歴史を活かした景観形成とまちづ くりによる「横浜の魅力づくり」の推進	文化観光局	0	
旭	15	精神障害者生活支援センターの増設について	健康福祉局		0
旭	16	市立保育所への保育カウンセラー(臨床心理 士)の配置	こども青少年 局	0	
旭	17	横浜西部ユースプラザの二俣川への誘致	こども青少年 局		0
磯子	1	津波警報伝達システムの改善について	総務局	0	
港北	3	母子保健システムの機能追加	こども青少年 局	0	
港北	5	市立保育園への防犯カメラの設置	こども青少年 局		0
港北	6	税務情報の一層の活用による滞納整理の推 進	健康福祉局	0	
港北	15	待機児童対策の推進	こども青少年 局	0	
港北	15	待機児童対策の推進	建築局	0	
青葉	11	女性福祉に関する相談体制の強化	こども青少年 局	0	
都筑	10	鋼管ポール防犯灯のLED化及び新設灯数の 増について	市民局		0
都筑	12	適切な支援が必要なこどもや家庭への支援強 化について	こども青少年 局		0
瀬谷	14	育児支援ヘルパー派遣のサービス内容の拡 大	こども青少年 局		0

			所管局	対応の)有無
区名	番号	項目	局名	有 (一部対応含 む)	無
鶴見	1	岸谷地区におけるコミュニティハウスの整備に ついて	市民局		0
鶴見	2	鶴見区総合庁舎駐車場の待機車両問題につ いて	市民局	0	
鶴見	3	市境における保育所整備、保育施設利用補助 制度の創設について	こども青少年 局	0	
鶴見	4	区の特性に合わせた出張集団健診(国保の特定健診)のモデル実施(市の委託拡大)	健康福祉局		0
鶴見	5	「被保護世帯の子ども等に対する学習支援事 業」の拡大について	健康福祉局		0
鶴見	6	鉄道整備事業等の促進について	都市整備局	0	
鶴見	7	鶴見駅東口周辺における自転車駐車場の整備 について	道路局	0	
鶴見	8	古市場こ線人道橋等のバリアフリー化について	道路局		0
鶴見	9	都市計画道路等の早期整備について	道路局	0	
鶴見	10	鶴見駅前放置自転車対策強化について	道路局	0	
鶴見	11	鶴見川に架かる橋梁整備について	道路局	0	

			所管局	対応の有無			
区名	番号	項目	局名	有 (一部対応含 む)	無		
神奈川	1	地域防災拠点備蓄庫の整備について	総務局		0		
神奈川	2	横浜駅西口再整備(駅ビル・きた西口鶴屋地区)に伴う鶴屋町周辺の環境整備	都市整備局	0			
神奈川	3	平川町公園集会所の解体について	市民局	0			
神奈川	4	養育支援台帳の進行管理等に関する検討会 の設置	こども青少年 局		0		
神奈川	5	西子安地下道のバリアフリー化	道路局		0		
神奈川	6	入江川(西寺尾地区)せせらぎ緑道整備	環境創造局		0		

			所管局	対応の)有無
区名	番号	項目	局名	有 (一部対応含 む)	無
西	1	久保山墓地の整備	健康福祉局	0	
西	2	西スポーツセンター・プール自動券売機更新	市民局		0
西	3	西公会堂·舞台吊物昇降装置及び幕開閉装置 更新	市民局		0
西	4	西公会堂·講堂客席改修	市民局		0
西	5	南浅間保育園機能強化について	こども青少年 局		0

			所管局	対応の)有無
区名	番号	項目	局名	有 (一部対応含 む)	無
中	1	初黄・日ノ出町地区地域再生まちづくり事業 (店舗等借上事業)	都市整備局	0	
中	2	初黄・日ノ出町地区の再生を目指した活動創 出事業	都市整備局	0	
中	3	初黄・日ノ出町地区における文化芸術を活用し たまちづくり	文化観光局	0	
中	4	初黄・日ノ出町地区の防犯対策	市民局	0	
中	5	山手宿舎跡地の利用計画について	環境創造局		0
中	6	本牧三溪園前バス停待合所上屋の建替え又 は改修について	交通局		0
中	7	石川町駅南口のバリアフリー化の推進につい て	都市整備局	0	
中	8	歴史的建造物である横浜市開港記念会館の 100周年に向けた利活用検討と修繕について	市民局	0	
中	9	LED防犯灯の設置推進<電線等が地下埋設化されている地域等>	市民局		0
中	10	外国籍・外国につながる児童生徒のための支援の向上	教育委員会 事務局	0	
中	11	元気な地域づくり推進事業における運営補助 金の確保、継続について	市民局	0	
中	12	放置自転車等対策事業(放置禁止区域内)	道路局	0	
中	13	放置自転車等対策事業(放置禁止区域外)	道路局	0	
中	14	寿町周辺地区ねずみ及びトコジラミ防除対策 事業	健康福祉局		0
中	15	ことぶき高齢者健康維持支援事業	健康福祉局	0	
中	16	小学校における児童虐待防止のための支援強 化モデル	こども青少年 局	0	
中	17	24時間型対応保育施設のニーズに関する調査費用	こども青少年 局	0	

			所管局	対応の)有無
区名	番号	項目	局名	有 (一部対応含 む)	無
南	1	堀割川の放置船舶対策等の推進	港湾局	0	
南	2	大岡川プロムナードの再整備及び桜の更新	道路局	0	
南	3	大岡川プロムナードの樹木診断	道路局	0	
南	4	永田台コミュニティハウスのバリアフリー化	教育委員会 事務局		0
南	5	南区における地域ケアプラザの新規整備	健康福祉局		0
南	6	新国保システムの改修について	健康福祉局	0	
南	7	六ツ川中央公園の用地買収について	環境創造局		0
南	8	「大岡はらっぱ」の公園化	環境創造局		0
南	9	地震火災対策重点路線の早期整備について	道路局	0	

			所管局	対応の)有無
区名	番号	項目	局名	有 (一部対応含 む)	無
港南	1	感染症予防に向けた市立保育園調理職員用ト イレの洋式化	こども青少年 局	0	
港南	2	市立保育園へのAED設置	こども青少年 局	0	
港南	3	港南区名所再生事業(馬洗川せせらぎ緑道再整備事業)<平成25年度~>	道路局	0	
港南	4	現港南区総合庁舎跡地の再整備(公会堂·土 木事務所整備)について	市民局	0	
港南	5	校地型の防災備蓄庫への転換	総務局		0
港南	6	図書取次サービスポイントネットワーク整備に おけるJR港南台駅での早期実施等について	教育委員会 事務局	0	

	_		所管局	対応の)有無
区名	番号	項目	局名	有 (一部対応含 む)	無
保土ケ谷	1	河川水位警報システムの改修について	総務局	0	
保土ケ谷	1	河川水位警報システムの改修について	道路局		0
保土ケ谷	2	みちでつなぐ現代版保土ケ谷宿の復活につい て	道路局	0	
保土ケ谷	3	旧東海道の歴史を活かした景観形成とまちづく りによる「横浜の魅力づくり」の推進	都市整備局		0
保土ケ谷	3	旧東海道の歴史を活かした景観形成とまちづく りによる「横浜の魅力づくり」の推進	文化観光局	0	
保土ケ谷	4	国道1号拡幅を契機とした歴史的建造物の保全	道路局	0	
保土ケ谷	4	国道1号拡幅を契機とした歴史的建造物の保 全	都市整備局		0
保土ケ谷	4	国道1号拡幅を契機とした歴史的建造物の保全	教育委員会 事務局		0
保土ケ谷	5	相鉄線連続立体交差事業の推進と駅周辺(星 川・天王町)の高架下利用・道路整備等につい て	道路局	0	
保土ケ谷	6	神奈川東部方面線の整備推進及び西谷駅等 周辺の基盤整備の推進について	都市整備局	0	
保土ケ谷	6	神奈川東部方面線の整備推進及び西谷駅等 周辺の基盤整備の推進について	道路局	0	
保土ケ谷	7	公園の整備について(陣ケ下渓谷公園、今井 の丘公園農園付公園拡張整備、境木市民の 森)	環境創造局	0	
保土ケ谷	8	公立保育園への事務員派遣について	こども青少年 局		0
保土ケ谷	9	帷子川の星川橋及び星川人道橋の交通安全 対策について	道路局	0	

			所管局	対応の)有無
区名	番号	項目	局名	有 (一部対応含 む)	無
旭	1	旭区総合庁舎再整備について	市民局	0	
旭	2	旧若葉台西中学校の後利用について	財政局	0	
旭	2	旧若葉台西中学校の後利用について	市民局		0
旭	3	旧ひかりが丘小学校のコミュニティハウスの継 続及び後利用の検討について	財政局	0	
旭	3	旧ひかりが丘小学校のコミュニティハウスの継 続及び後利用の検討について	教育委員会 事務局	0	
旭	4	左近山地区の学校用途廃止施設の後利用に ついて	財政局	0	
旭	4	左近山地区の学校用途廃止施設の後利用に ついて	総務局		0
旭	4	左近山地区の学校用途廃止施設の後利用に ついて	健康福祉局		0
旭	4	左近山地区の学校用途廃止施設の後利用に ついて	環境創造局		0
旭	4	左近山地区の学校用途廃止施設の後利用に ついて	教育委員会 事務局	0	
旭	5	旭区内コミュニティハウスの整備促進について	市民局		0
旭	6	燃料電池自動車(FCV)を活用した普及啓発に ついて	温暖化対策 統括本部	0	
旭	6	燃料電池自動車(FCV)を活用した普及啓発に ついて	環境創造局	0	
旭	7	帷子川旧河川敷のプロムナード整備と維持管 理について	環境創造局	0	
旭	7	帷子川旧河川敷のプロムナード整備と維持管 理について	道路局	0	
旭	8	ひかりが丘住宅へのエレベーターの設置と老 朽化設備等の改修について	建築局	0	
旭	9	横浜環状鉄道の延伸検討	都市整備局	0	
旭	10	都市計画道路の整備促進	道路局	0	
旭	11	鶴ケ峰2号踏切(水道道)の渋滞解消	道路局		0
旭	12	二俣川駅周辺のポイ捨て防止対策の強化	資源循環局	0	
旭	13	若葉台地区センター及び白根地区センターに おける体育室の冷暖房装置の設置について	市民局		0
旭	14	地域包括支援センター(地域ケアプラザ)への 生活支援コーディネーターの配置	健康福祉局		0
旭	15	精神障害者生活支援センターの増設について	健康福祉局		0
旭	16	市立保育所への保育カウンセラー(臨床心理士)の配置	こども青少年 局	0	
旭	17	よこはま西部ユースプラザの旭区二俣川への 誘致	こども青少年 局		0
旭	18	帷子川河川改修推進、浸水対策及び周辺住民 が自主避難等を安全に実施するための河川水 位把握対策について	道路局	0	

	番号 項目	所管局	対応の)有無	
区名		局名	有 (一部対応含 む)	無	
旭	19	帷子川河川改修事業(上川井地区)による学校 橋架け替えに合わせた道路拡幅	道路局	0	
旭	20	帷子川遊休地の有効利用について	道路局	0	
旭	21	公園再整備等の推進について	環境創造局	0	
旭	22	若葉台地区公園樹林地の維持管理について	環境創造局	0	
旭	23	白根通り拡幅事業の早期完成	道路局	0	
旭	24	狭あい道路拡幅整備事業について	建築局	0	
旭	25	よこはま動物の森公園内地区幹線道路整備の 推進	環境創造局		0

			所管局	対応の)有無
区名	番号	項目	局名	有 (一部対応含 む)	無
磯子	1	津波警報伝達システムの改善について	総務局	0	
磯子	2	高齢者の健康増進のための外出機会を確保す るバス利便性の向上	道路局		0
磯子	2	高齢者の健康増進のための外出機会を確保す るバス利便性の向上	健康福祉局		0
磯子	3	新杉田駅の混雑緩和と利便性の向上について	都市整備局		0
磯子	4	杉田臨海緑地等親水性のある空間整備の推 進	港湾局	0	
磯子	4	杉田臨海緑地等親水性のある空間整備の推 進	道路局	0	
磯子	5	堀割川の魅力と歴史を生かした親水空間の整 備	都市整備局		0
磯子	5	堀割川の魅力と歴史を生かした親水空間の整 備	市民局		0
磯子	5	堀割川の魅力と歴史を生かした親水空間の整 備	港湾局	0	
磯子	6	駅周辺不法駐輪対策	道路局	0	

	777		所管局	対応の)有無
区名	番号	項目	局名	有 (一部対応含 む)	無
金沢	1	環境未来都市 横浜"かなざわ八携協定"の推 進	温暖化対策 統括本部	0	
金沢	1	環境未来都市 横浜"かなざわ八携協定"の推 進	政策局	0	
金沢	1	環境未来都市 横浜"かなざわ八携協定"の推 進	文化観光局		0
金沢	2	民間活力導入によるログ金沢跡地活用の推進	健康福祉局		0
金沢	2	民間活力導入によるログ金沢跡地活用の推進	市民局		0
金沢	2	民間活力導入によるログ金沢跡地活用の推進	経済局		0
金沢	3	金沢区産業地域における災害時の医療救護対 策	健康福祉局		0
金沢	3	金沢区産業地域における災害時の医療救護対 策	総務局		0
金沢	4	市指定有形文化財「旧川合玉堂別邸」保全活 用の強化	教育委員会 事務局	0	
金沢	5	(仮称)小柴貯油施設跡地公園の早期整備に ついて	環境創造局	0	
金沢	6	横浜逗子線の整備促進(六浦駅西口周辺地区 の道路状況の改善)	道路局	0	
金沢	7	泥亀釜利谷線の整備促進	道路局	0	
金沢	8	地域子育て支援拠点サテライト設置について	こども青少年 局		0
金沢	9	親と子のつどいの広場事業の継続及び無料化について	こども青少年 局	0	
金沢	10	放置自転車対策事業	道路局	0	

	_		所管局	対応の)有無
区名	番号	項目	局名	有 (一部対応含 む)	無
港北	1	庁舎活用70年を前提とした区の機能強化に対 応できる庁舎づくり	市民局		0
港北	2	日吉地区センター本館のバリアフリー化工事の 実施について	市民局		0
港北	3	母子保健システムの機能追加	こども青少年 局	0	
港北	4	子育て支援相談機能やショートステイ事業の実施(横浜型児童家庭支援センターの早期設置)	こども青少年 局		0
港北	5	市立保育園への防犯カメラの設置	こども青少年 局		0
港北	6	税務情報の一層の活用による滞納整理の推進	健康福祉局	0	
港北	7	東部方面線の新駅設置に伴う自転車駐車場等 の整備	都市整備局	0	
港北	8	神奈川東部方面線の円滑な推進	都市整備局	0	
港北	9	都市計画道路川崎町田線の整備促進(鶴見川 堤防道路の拡幅)	道路局	0	
港北	10	菊名駅におけるバリアフリー化の推進	道路局	0	
港北	11	鶴見川周辺のまちづくり(人道橋の整備・太尾 堤緑道の延伸・新羽車両基地の上部活用検 討)	道路局	0	
港北	11	鶴見川周辺のまちづくり(人道橋の整備・太尾 堤緑道の延伸・新羽車両基地の上部活用検 討)	交通局	0	
港北	11	鶴見川周辺のまちづくり(人道橋の整備・太尾 堤緑道の延伸・新羽車両基地の上部活用検 討)	環境創造局		0
港北	12	高田コミュニティハウス(仮称)の確実な整備推 進	市民局		0
港北	13	新横浜駅周辺のまちづくりの推進	都市整備局	0	
港北	13	新横浜駅周辺のまちづくりの推進	環境創造局	0	
港北	14	綱島駅周辺のまちづくりの推進	都市整備局	0	
港北	14	綱島駅周辺のまちづくりの推進	文化観光局	0	
港北	15	待機児童対策の推進	こども青少年 局	0	
港北	15	待機児童対策の推進	建築局	0	

			所管局	対応の)有無
区名	番号	項目	局名	有 (一部対応含 む)	無
緑	1	環境に配慮した雨水調整池の維持管理検討 事業	道路局	0	
緑	2	東本郷地区の新たな歩行者空間の創造	道路局	0	

	_		所管局	対応の)有無
区名	番号	項目	局名	有 (一部対応含 む)	無
青葉	1	荏田・あざみ野エリアの地域課題の解決促進	市民局	0	
青葉	1	荏田・あざみ野エリアの地域課題の解決促進	教育委員会 事務局	0	
青葉	2	荏田西コミュニティハウス(仮称)の整備促進	市民局	0	
青葉	3	すすき野地域ケアプラザ(仮称)の整備	健康福祉局	0	
青葉	4	谷本公園北側エリアの整備促進	環境創造局	0	
青葉	5	「美しが丘スマートタウン」モデル事業	建築局	0	
青葉	5	「美しが丘スマートタウン」モデル事業	健康福祉局		0
青葉	5	「美しが丘スマートタウン」モデル事業	温暖化対策 統括本部	0	
青葉	5	「美しが丘スマートタウン」モデル事業	道路局	0	
青葉	6	樹林地の保全	環境創造局	0	
青葉	7	高速鉄道3号線の延伸(あざみ野〜新百合ヶ 丘)の早期事業化	都市整備局	0	
青葉	8	道路等の整備	道路局	0	
青葉	9	障害者の身障・知的の障害者が通所する事業 所の地域偏在の解消について	健康福祉局		0
青葉	10	B型の精神障害者生活支援センターの予算・人 員の機能強化について	健康福祉局		0
青葉	11	女性福祉に関する相談体制の強化	こども青少年 局	0	

			所管局	対応の)有無
区名	番号	項目	局名	有 (一部対応含 む)	無
都筑	1	特別避難場所(介護付有料老人ホーム、企業 研修施設)への応急備蓄物資の整備について	健康福祉局	0	
都筑	2	土木事務所資機材置場の確保について	市民局	0	
都筑	3	早渕中学校の地域防災拠点新規指定について	総務局		0
都筑	4	あゆみが丘地区における公益用地の活用について	財政局	0	
都筑	5	文化施設の整備について	文化観光局	0	
都筑	6	バス路線利便性向上に向けた検討について	道路局	0	
都筑	6	バス路線利便性向上に向けた検討について	交通局		0
都筑	7	新吉田中川線の都市計画決定について	道路局	0	
都筑	8	市街化調整区域の駅周辺及びインターチェン ジ周辺のまちづくりについて	都市整備局	0	
都筑	9	都筑ふれあいの丘駅前におけるにぎわい創出 及び地域の活動拠点設置について	交通局	0	
都筑	10	鋼管ポール防犯灯のLED化及び新設灯数の 増について	市民局		0
都筑	11	はまっ子ふれあいスクールから放課後キッズク ラブへの円滑な移行について	こども青少年 局		0
都筑	12	適切な支援が必要なこどもや家庭への支援強 化について	こども青少年 局		0
都筑	13	都筑区における自転車と歩行者の安全対策及 び健康みちづくりについて	道路局	0	
都筑	13	都筑区における自転車と歩行者の安全対策及 び健康みちづくりについて	環境創造局		0

			所管局	対応の)有無
区名	番号	項目	局名	有 (一部対応含 む)	無
戸塚	1	第2交通広場(一般車・タクシー乗降場)の周知 及び誘導について	都市整備局	0	
戸塚	2	県道瀬谷柏尾線の都市計画決定へ向けた調整並びに当面の安全対策	道路局	0	
戸塚	3	横浜新道上矢部IC下り出口の整備	道路局	0	
戸塚	4	戸塚駅・東戸塚駅周辺地区における喫煙禁止 地区の指定について	資源循環局		0
戸塚	5	市道戸塚第420号線(宮之谷トンネル)の整備 促進について	道路局	0	
戸塚	6	スクールゾーンの安全対策の促進について	道路局	0	
戸塚	7	地域防災拠点への情報提供体制の整備	総務局		0
戸塚	8	図書館サービスの機能強化について	教育委員会 事務局	0	
戸塚	9	東戸塚駅の混雑緩和について	都市整備局	0	
戸塚	10	区画整理事業に伴う旧東海道の再整備	都市整備局	0	
戸塚	11	都市計画道路の早期整備	道路局	0	
戸塚	12	不動坂交差点の改良事業の促進	道路局	0	
戸塚	13	生活道路の改善	道路局	0	
戸塚	14	舞岡町公園(仮称)の早期整備について	環境創造局	0	
戸塚	15	自転車等の放置防止対策について(自転車等 放置防止監視員の配置)	道路局	0	
戸塚	16	深谷・俣野地区における地域ケアプラザの整備について	健康福祉局	0	
戸塚	17	戸塚区戸塚町熊野神社付近の水路の歩道化	道路局	0	
戸塚	18	深谷通信所周辺道路の整備	政策局	0	
戸塚	19	戸塚駅東口のリニューアル	道路局	0	
戸塚	20	戸塚駅周辺の自転車駐車場の整備	道路局	0	

			所管局	対応の)有無
区名	番号	項目	局名	有 (一部対応含 む)	無
栄	1	はまっ子ふれあいスクール及び放課後キッズク ラブの専用ルームの環境向上について	こども青少年 局		0
栄	2	南小菅ケ谷住宅(国家公務員宿舎)の計画的 跡地利用の推進について	都市整備局	0	
栄	3	郊外部のまちづくりの推進	温暖化対策 統括本部	0	
栄	4	環状4号線の拡幅整備の延伸	道路局		0
栄	5	狂犬病予防法に基づく犬の鑑札・注射済票の 発行について	健康福祉局	0	_
栄	6	若年性認知症への総合的支援について	健康福祉局	0	

区名	番号	項目	所管局	対応の有無	
			局名	有 (一部対応含 む)	無
泉	1	木造住宅密集地域における延焼防止策の推進	総務局		0
泉	2	領家地区地域ケアプラザ整備の推進について	健康福祉局		0
泉	3	泉ゆめが丘地区土地区画整理事業の推進に ついて	都市整備局	0	
泉	4	「スマートイルミネーションいずみ」の実施につ いて	文化観光局	0	
泉	5	いずみ野駅北口開発に伴う市有地の活用検討 について	道路局		0
泉	6	浸水対策の推進について	環境創造局	0	
泉	7	(仮称)鍋屋の森の都市緑地整備の推進について	環境創造局	0	
泉	8	泉中央公園の再整備について	環境創造局	0	
泉	9	阿久和川のまほろばの再整備について	道路局	0	
泉	10	都市計画道路等の幹線道路の整備促進	道路局	0	
泉	11	和泉川河川改修事業の促進について	道路局	0	

区名	番号	項目	所管局	対応の有無	
			局名	有 (一部対応含 む)	無
瀬谷	1	瀬谷駅証明発行センターの安定稼働について	市民局		0
瀬谷	2	震災対策に係る拠点動員職員の育成強化について	総務局		0
瀬谷	3	地域防災拠点における応急給水体制の強化及 び方針の整理について	水道局		0
瀬谷	4	避難勧告等の避難情報を伝達する手段の検討 とシステム等の整備	総務局		0
瀬谷	5	区民文化センターの整備促進	文化観光局	0	
瀬谷	6	瀬谷本郷公園の整備	環境創造局	0	
瀬谷	7	瀬谷駅南口再開発の促進	都市整備局	0	
瀬谷	8	二ツ橋北部地区のまちづくりの事業推進	都市整備局	0	
瀬谷	9	瀬谷団地連絡道路の早期整備の実現	道路局	0	
瀬谷	10	和泉川周辺の緑地における保全制度の活用	環境創造局	0	
瀬谷	11	境川流域水害対策計画の早期策定	道路局	0	
瀬谷	12	横浜市樹林地維持管理助成事業の充実・強化 について	環境創造局		0
瀬谷	13	生活困窮者世帯の学習支援の充実について	健康福祉局		0
瀬谷	14	育児支援ヘルパー派遣のサービス内容の拡大	こども青少年 局		0
瀬谷	15	瀬谷貉窪公園の樹林地保全活用	環境創造局	0	
瀬谷	16	市道瀬谷第517号線(かまくら道)安心カラーベルト整備事業	道路局	0	
瀬谷	17	都市計画道路横浜厚木線事業化	道路局		0
瀬谷	18	地域防災拠点のトイレ対策の充実	環境創造局	0	

区づくり推進横浜市会議員会議の根拠例規及び改正方法について

1 区づくり推進横浜市会議員会議の経緯

平成6年度の「個性ある区づくり推進費」の創設にあたり、市会審議及びチェック機能を担保するため、平成6年5月25日の横浜市会団長会議の協議を経て、「区づくり推進横浜市会議員会議」の設置が決定されました。

その後、平成25年8月には「横浜市会基本条例の制定に関する調査特別委員会」における検討を受けて、個性ある区づくり推進費だけでなく、各区内において局が行う事業及び区配事業についても協議できるようになるとともに、開催時期についても予算・決算特別委員会の審査日程を考慮して開催されるようになりました。

2 区づくり推進横浜市会議員会議の根拠例規

区づくり推進横浜市会議員会議の設置根拠となる例規は、次のとおりです。

横浜市議会基本条例(平成26年3月横浜市条例第16号)

(区行政との関わり)

- 第22条 議会は、区ごとに、当該区において選出された議員により構成される 区づくり推進横浜市会議員会議を設置する。
- 2 区づくり推進横浜市会議員会議は、個性ある区づくりの推進に係る予算の編成及び執行並びに当該区の主要事業について協議するものとする。

(第3項及び第4項省略)

3 改正方法

地方自治法の規定に基づき他の条例改正の事例と同じく、一部改正条例を提案することとなります。

なお、改正にあたっては、横浜市会団長会議に諮る必要があると思われます。

4 参考資料

- (1) 区づくり推進横浜市会議員会議運営要領
- (2) 「区づくり推進横浜市会議員会議運営要領」に係る事務取扱について
- (3) 個性ある区づくり推進ハンドブック 平成9年 (抜粋)

区づくり推進横浜市会議員会議運営要領

制 定 平成 6年 5月25日 最近改正 平成25年 8月 9日

1 目 的

本市における個性ある区づくり推進費等について協議するため、各区に区づくり推進機浜市会議員会議(以下「会議」という。)を置く。

2 招 集

会議は、市会議長が招集する。

3 構 成

会議は、当該区選出の市会議員をもって構成し、互選による座長を置く。

4 協議事項

個性ある区づくり推進費に関して協議する。また、区の主要事業(区内において局が行う事業及び区配事業を含む)に関して必要に応じ協議する。

5 説明員

区長及び区局関係職員とずる。

6 開催内容及び開催時期

開催内容及び開催時期は、次のとおりとする。

- (1) 個性ある区づくり推進費の翌年度予算案に関して、予算特別委員会の審査日程を考慮して開催する。
- (2) 個性ある区づくり推進費の当該年度執行計画等に関して、6月頃開催する。
- (3) 個性ある区づくり推進費の前年度実績と当該年度の執行状況及び翌年度予算編成の考え方に関して、決算特別委員会の審査日程を考慮して開催する。
- (4) 局が行う事業及び区配事業を含む区の主要事業に関しては、上記開催時に必要に 応じて適宜協議する。

7 事務等

- (1) 会議の事務は区長が行い、会議の概要を記載した議事録を作成する。
- (2) 議事録は、会議の日時、場所、出席者、議題及び発言の要旨を記載する。
- (3) 座長は、議事録を議長に提出する。提出された議事録は、議長において、これを公開する。

附則

この要領は、平成16年12月10日より施行する。 附 則

この要領は、平成25年 8月 9日より施行する。

「区づくり推進横浜市会議員会議運営要領」に係る事務取扱いについて

制 定 平成 25 年 8 月 9 日 最近改正 平成 26 年 7 月 30 日

- 1 協議事項について(運営要領「4 協議事項」)
 - (1) 個性ある区づくり推進費に関すること
 - (2) 区長が、当該年度における区の主要事業として位置付けた事業等に関すること

※区の主要事業の例

- ①区における当面の懸案事業(市の計画に基づき広域で実施される事業(幹線道路や鉄 道整備など)の区関係部分など)
- ②区民要望等が反映されて新たに開始されたり、拡充されたりした事業
- ③推進にあたって区・地元の意見に特段の留意が必要と考えられる事業
- (3) 「区の主要事業」に関する協議は、当該事業に対する地域の意見や要望、区として 考える課題、前年度実績等に対する区としての評価(区の意見・要望の実施状況等) (9月) や、翌年度予算案への反映状況(2月)などについて行い、当該年度に位置 付けた主要事業について6月の会議において報告する。
- 2 説明員について(運営要領「5 説明員」)
 - (1) 区長及び区関係職員による説明を原則とする。
 - (2) 局関係職員による説明については、区長が特定の事業の内容等に関して詳細な説明等が必要と判断した場合に、座長と相談の上、所管局に職員の出席を依頼する。
- 3 開催時期について(運営要領「6 開催内容及び開催時期」)
 - (1) 翌年度予算案に関する会議又は前年度実績等に関する会議は、それぞれ予算特別委員会局別審査開催前、又は決算特別委員会総合審査開催前までに開催する。
 - (2) 区づくり推進横浜市会議員会議の開催基準日は議長において決定し、議員及び区(市民局経由) に周知する。なお、具体的な開催日程は、区が個別に構成員と調整する。
- 4 議事録について(運営要領「7 事務等」)
 - (1) 議事録については、区長が様式1により作成し、会議資料とともに、座長から議長に提出する。議長への提出は、会議終了後概ね1か月以内とする。
 - (2) 議長は、提出された議事録及び会議資料を市会ホームページに掲載する。

5 区選出県議会議員のオブザーバー参加について

必要に応じて構成員による協議により、当該区選出の県議会議員をオブザーバーとして、参加させることができる。

【 区】平成 年第 回区づくり推進横浜市会議員会議 議事録

開催日時	年	. 月	日	時	分 ~	- 時	分	
場所	-							
出席者								·
議題								
							,	
発言の要旨								
備考	,					•		



個性ある区づくり推進費

ハンドブック

市民局地域振興部区連絡調整課 平成9年7月

7 議会での審議 区づくり推進横浜市会議員会議

平成6年度の「個性ある区づくり推進費」の創設は、機構改革案と密接な関連をもって議会に提示されました。

また、市長選があったことから自主企画分(自主企画事業費)については、市長選後に補正予算として市会に提案されています。

この間の議会との調整の過程で、市会審議及び議会のチェック機能を担保するため、

- ア 市民局 (予算) 審査を行う予算特別委員会及び分科会並びに決算特 別委員会に,区長代表者の出席
- イ 毎年度,予算要求段階において,区別に「個性ある区づくり推進費」 の各区事業の説明と意見交換の機会の確保
- ウ 予算議決後「個性ある区づくり推進費」の予算執行計画の説明と意 見交換の機会の確保

について検討され、アについては、議長区及び2幹事区のうちの1幹事区の区長が出席。イ・ウについては、「区づくり推進横浜市会議員会議」の設置へとつながっていきます。

(1)区づくり推進横浜市会議員会議

上記の経過を受け、平成6年5月25日の各党団長会議において、「区づくり推進横浜市会議員会議」の設置が決定されています。

区づくり推進横浜市会議員会議について

1 目的

本市における個性ある区づくり推進費について協議するため、各区に区づくり推進横浜市会議員会議(以下「会議」という。)を置く。

- 召集 会議は、市会議長が召集する。
- 3 構成 会議は、当該区選出の市会議員をもって構成し、互選による座長を置く。
- 4 会議事項 個性ある区づくり推進費に関すること
- 5 説明員区長及び区役所関係職員とする。
- 6 開催時期 会議の開催は、年2回程度とし、概ね、年度当初の執行計画策定に関して 4月頃及び前年度実績と当該年度執行状況等に関して10月頃とする。
- 7 事務 会議の事務は区長が行い、座長は会議の概要を議長に報告する。

(2)区づくり推進横浜市会議員会議での主な意見

- ア 局事業との役割分担
- イ 祭りやイベントへの支援のあり方
- ウ 事業の見直し・予算の硬直化防止策
- エ 区の特性に合わせた事業の実施

その他,各区における課題について様々な意見が出され,区では、極力それらの意見の予算への反映に努めることとしています。

なお、平成9年度から、4月開催の「区づくり推進横浜市会議員会議」 は、3月下旬に繰り上げて開催しています。

住民自治に関して区民会議や地域協議会など、区の現状がわかる資料

「特別自治市」制度における区のあり方(基本的方向性)より抜粋

(4)様々な住民参画の取組

横浜市は、これまでも、市レベル、区レベルで住民参画の取組や市民との協働の取組を先駆的に推進してきた。例えば、各区・地域の実情に応じて、区民提案、地区懇談会・タウンミーティング、区民意識調査、地域協議会(泉区)、事業評価委員会(磯子区)、区民会議(神奈川区、保土ケ谷区、青葉区)など、様々な住民参画の取組を実践し、さらに市レベルでも、市長が直接市民の皆様と意見交換する「ぬくもりトーク」や「ティー・ミーティング」をはじめ、ヨコハマeアンケート、市民意識調査など、様々な取組を実践している。

このように横浜市では、市民の皆様から寄せられるご提案やご要望などに謙虚に耳を傾け、 担当部署が責任を持って対応するとともに、行政情報を公表し、市政の透明性を確保すること によって、共感と信頼の市政運営、区政運営の推進に努めている。今後も、様々な広聴事業や 市民の皆様との協働の取組を実践していく。

■横浜市における住民参画の実践例

分類	実践例		
市レベル	広聴	市民からの提案、市長陳情、ぬくもりトーク、ティー・ミーティング、 ヨコハマeアンケート、パブリックコメント、新聞投書、市民意識調査、 情報公開 等	
区レベル	広聴	区民提案(区長陳情、地域要望、提案箱、意見カード等)、地区懇談会、 タウンミーティング、区民意識調査、泉区地域協議会、磯子区事業評価委員会、 保土ケ谷区民会議、青葉区民会議、情報公開(事業計画書、地域ニーズ調書)等	
	地域 活動	神奈川区民協議会、地域のプラットフォームとの協働、 地域福祉保健計画の策定・推進 等	

区政における住民参画機会の仕組の他都市の状況

資料12

1 地方自治法に基づく区地域協議会の設置状況

	新潟市	浜松市
設置組織	法第252条の20第6項に規定する 区地域協議会(19年4月設置) (名称:区自治協議会)	法第252条の20第6項に規定する 区地域協議会(19年4月設置) (名称:区協議会)
委員構成 (委員数)	30人以内で構成 ・地域から選出された者・公共的団体等か ら選出された者 ・学識経験者・公募による者	定数20人(西区・北区・天竜区は25人) (以下、各区合計数) ・区協議会が選定した公共的団体等から推 薦された者100名 ・区協議会から直接指名された者42名 ・公募による者13名
選任方法	区自治協議会からの推薦に基づき市長が 任命する。推薦に当たっては、各区自治協 議会内に置かれる推薦会議による。	区協議会が設置する推薦会(区協議会委員3~7名で構成)が、公共的団体等の選定案、公募委員の公募方法・選定方法案、直接指選任方法名委員の推薦案の作成等を行い、区協議会で承認した後、案に基づき、市長が選任する。
任期	2年(再任は、原則1回まで)	2年(再任は1回限り)
所掌事務·権限	①当該区域に係る市長等からの諮問事項に対する答申 ・区役所が所掌する事務に関する事項 ・前号に掲げるもののほか、市が処理する区の区域に係る事務に関する事項 ・市の事務処理に当たっての区民等との連携の強化に関する事項 ②当該区域の事項に係る市長の必須意見聴取 ・総合計画及びこれに準ずる計画に関する事項 ・区役所が所管する公の施設の設置及び廃止に関する事項並びに管理に関する基本的事項 ・特色ある区づくり予算に係る事業の企画立案に関する事項	①当該区域に係る市長等からの諮問事項に対する客申 ・当該区の区役所が所掌する事務に関する事務に関する事務に関する事務に関する事務に関する事項のもののほか、あ事でででででででででででででででででででででででででででででででででででで
報酬の有無	報酬なし (ただし、会議等に出席した委員には、 3,000円の費用弁償を支給)	日額5,000円 (会長職は日額6,000円)
平成26年度の 活動状況(標準 的な区の例)	年12回 (中央区自治協議会)	年12回(中区協議会)

2 区単位の住民自治に関する組織の設置状況(任意)

	ス自治に関する植椒の改造(水流(は急) 札幌市	さいたま市
設置組織	区民協議会 (組織名称、設置時期、構成団体等は区によっ て異なる)	区民会議 (平成15年4月1日)
委員構成 (委員数)	・連合町内会その他の地域の各種まちづくり活動団体 ・構成団体の範囲や数は、区によって異なる。	・原則20名以内(区長の裁量により増員することができる。)
選任方法	・区によって異なる。	(桜区区民会議の例) 合計16名 ・各種団体又は市民活動団体から推薦を受けた者10名 ・大学から推薦された者1名 ・公募により選出された者5名
任期	・団体又は団体の代表者を構成員としており、原則として任期の定めはない。	・2年(再任は、原則1回まで) ・委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任 者の残任期間とする。
所掌事務·権限	・区民協議会では、自ら設定したテーマや各構成団体の活動内容に関する情報共有や地域課題を把握した上での意見交換などの活動を行っており、その対象とする範囲については特段の制約はない。	①区民が主体となって、区内のさまざまな課題等を協議し、区長に提言する。 ②協議内容は、区が主体的に取り組むべき地域課題等を基本とし、テーマ設定の範囲は概ね次のとおりとする。 ・区長から提示したもの・委員の発意によるもの
報酬の有無	・報酬・費用弁償なし。	・報酬なし (ただし、予算の範囲内で、会議の出席に対し、 交通費程度を支給することができる。)
平成26年度の 活動状況(標準 的な区の例)	・区によって、取り上げるテーマや活動の形態 (情報共有、意見交換、実践活動等)は様々で ある。	桜区の例・・・年7回 ・第1回 平成23年5月26日 協議テーマについて協議 ・第2回 6月30日 「桜区ブランド再発見」について協議 ・第3回 7月21日 桜区ブランド候補となる地域資源の抽出 ・第4回 9月15日 地域資源のアンケート結果について協議 ・第5回 11月10日 提言書の作成について協議 ・第6回 平成24年1月26日 提言書の作成について協議 ・第7回 3月14日 委員発意による協議テーマについて協議

	川崎市	相模原市
設置組織	区民会議 (平成18年 区民会議条例公布·施行)	緑区区民会議·中央区区民会議· 南区区民会議 (平成22年7月設置)
委員構成 (委員数)	・各区において、選出された区民により20名以 内で構成 (区民:その区の区域内に住所を有する人、その 区の区域内で働き、若しくは学ぶ人又はその区 の区域内において事業活動その他の活動を行 う人若しくは団体をいう。)	25人以内で構成 ・区内のまちづくり会議から推薦された者 ・区内の公益的活動を行う団体から推薦された者 ・学識経験のある者 ・区内の住民(公募等) ・市長が特に必要と認める者
選任方法	・団体推薦 ・公募(公募は、申込書及び小論文による書類 選考) ・区長推薦	・団体による推薦 ・公募による募集(選考委員会で選考) 等
任期	・2年(委員の在任期間は、附属期間等の設置等に関する要綱に基づき、就任時に通算10年を超えない範囲で各区の状況に合わせて運用することとしている。なお、各区において要綱で再任回数を規定しており、1~2回まで可としている。)	·2年
所掌事務·権限	・区における地域社会の課題を把握し、その解決を図るための方針及び方策について調査審議を行うこと。また、その他、区民の参加及び協働による区における地域社会の課題の解決を図るために必要な事項について調査審議を行うこと。 ・審議結果を適切な時期に区長に提出すること。	・区のまちづくりに関する必要な事項について、 市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を答 申し、又は意見を建議すること。
報酬の有無	・区民会議1 回の出席につき8,000 円 ・専門部会1回の出席につき2,000 円	・報酬 日額12,600円 (費用弁償として、市外に住所を有する者について、住所地又は勤務地から会議等に出席するために必要とする鉄道賃又は車賃の実費を支給。)
活動状況(標準	第3期川崎区区民会議(平成22、23年度) 【全体会】 ・平成22年度・・・3回 ・平成23年度・・・3回 【専門部会】 ・幹事会、高齢者部会、子ども部会、環境部会を 設置。年5~7回程度開催。	南区区民会議 ・・・平成23年度は12回開催(以下開催例) ・第8回 平成23年 4月26日 「東日本大震災」に対する取り組み・課題について 南区の現状と課題の整理について ・第19回 平成24年3月9日 南区区ビジョン答申案について

	静岡市	名古屋市	
設置組織	静岡市区民懇話会 (静岡市区民懇話会設置要綱)	安心・安全で快適なまちづくり協議会 (設置時期:平成16年度) ※区によって名称が異なる	
各区10名程度 ・市内全域を活動区域とする団体の代表者 ・区の区域に所在する団体の代表者 ・区民		・地域や事業者団体の代表、公共的団体、警察署等の関係行政機関などで構成※区によって異なる	
選任方法	・団体からの推薦又は市からの就任依頼により 選出する。 (公募枠については、市職員(区役所・本庁)に より各区ごとに組織する区民懇話会公募委員選 考委員会にて選考する。)		
任期	・依嘱された日の属する年度の翌年度末 (最大2年、再任は1回まで)	定めなし	
所掌事務·権限	・懇話会は、次に掲げる事項について審議し区 長に提案する。 1 地域の諸問題に関すること。 2 区の魅力づくり事業に関すること。 3 区民交流の促進に関すること。 4 区の特性を活かしたまちづくりに関すること。 5 その他、区における施策に関すること。	・設置目的・・・安心、安全で快適なまちづくりに関する市民活動を推進し、地域の課題について総合的に取り組むため、市民及び事業者と協働し、公共的団体及び関係機関の参画を得て、区ごとに安心、安全で快適なまちづくりを推進するための組織を整備したもの。	
報酬の有無	・報酬 出席1回につき 8,000円 (費用弁償 出席にかかった交通機関運賃を実 費にて支給)	報酬なし	
平成26年度の 活動状況(標準 的な区の例)	葵区の例・・・年6回(以下開催例) ・第1回 平成23年5月25日 区民懇話会の概要について 第4期葵区区民懇話会の検討テーマについて 第4期葵区区民懇話会のスケジュールについて ・第6回 平成24年2月29日 「安全・安心な地域コミュニティを考える」一地域 防災力の向上を目指して一について	・町を美しくする運動 ・交通安全市民運動 ・青少年育成運動 ・生活安全市民運動 ・性活安全市民運動 ・防災安心まちづくり運動 (上記の5つの活動の他、自転車駐車対策協力 活動、犬猫ふん害等対策活動、歩行喫煙等対 策活動など地域課題の解決に向けた活動に取り組んでいる。)	

	京都市	大阪市
設置組織	区基本計画推進組織を設置 (名称や設置時期は、区ごとに異なる)	○○区区政会議 (平成23年7月~9月設置) ※各区の区政会議開催要綱の施行期日によっ て異なる。
委員構成 (委員数)	・構成員及び人数については、各区の取組によって異なるが、概ね、自治会組織、学識経験者、事業者、NPO法人、市民公募委員など、様々な分野から幅広く区民に参画いただいているケースが多い。 ・選出方法及び任期についても同様であり、例	合計 7名~35名 ・公益活動を行う団体から推薦された者 6名~31名 ・委員に応募した者 1名~6名 ・区長が適当と認めた者 0~7名
選任方法	えば選出方法については、自治会組織からの 推薦を依頼したり、公募による選出を行うなど多 岐にわたっており、組織の活性化を図れるよう各 区において工夫を行い選出を行っている。	
任期		・概ね1年~2年 ※ 再任については、「審議会等の設置及び運営に関する指針」において、「特に必要がある場合を除き、在任期間が引き続き4年を超えない、又は引き続き再任1回まで」とされている。
所掌事務·権限	・将来ビジョンを区民と共有し、個性あふれるまちづくりを展開するため、各区において基本計画を定めているが、幅広い区民の参加を図って取組が進められるよう設置している。 ・各区において違いはあるが、概ね以下の取組を行っている。 1 区基本計画に係る各事業の事業決定、実績報告 2 区基本計画全体の進捗管理・評価	・区政運営及び区において実施される事務事業 について意見を述べ、区政を評価する。
報酬の有無	・報酬・費用弁償の有無については、①無報酬,②旅費相当額を現物支給、③一定の謝礼を支払うなど、各区によって対応が異なる。	・報酬、費用弁償ともなし。
	・活動状況については、各区の状況に応じて、 年数回程度(1回~6回程度)の実施を行ってい る。	・年2回実施:6区 ・年3回実施:12区 ・年4回実施:6区 (区政会議の設置根拠である「区における総合 行政の推進に関する規則」において、区長は、 必要に応じて区政会議の部会を開催することが できるとされており、平成23年度には、12区で分 野・課題別の部会を開催している。)

	堺市	神戸市
設置組織	区民まちづくり会議 堺区(H20.12.1)、中区(H20.9.1)、 東区(H20.12.1)、西区(H20.11.1)、 南区(H18.6.1)、北区(H20.10.1)、 美原区(H19.12.7)	区民まちづくり会議(平成6年10月)
委員構成 (委員数)	合計人数は、各区によって異なり、15名から30名 ・区内の自治連合協議会が推薦する者 ・民生委員児童委員会など、公共的団体が推薦する者 ・公募による者	各区ごと原則として50名 ・自治会・婦人会・子ども会・老人クラブ・ふれあいのまちづくり協議会などの地縁系団体、ボランティア・NPO、大学関係者など
選任方法	・各種団体から推薦された者を選任 ・公募委員については、小論文等により選考	・区長の推薦に基づき市長が委嘱
任期	・懇話会として位置付けられているため任期はない。ただし、依頼期間としては2年程度。	•2年
所掌事務·権限	○ 当該区域に係る課題等に関する協議 ・地域の課題解決に向けた区と区民との協働 による具体的活動等について協議 ・区の行動計画の進捗状況に関すること ・区の自主事業に対する企画提案	1 実践活動の企画・検討、実施、支援、提案等に関すること 2 活動等のテーマに関し、広く区民の声を聴く 懇談会等の開催 に関すること 3 その他、市政・区政に関する提言・提案及び 目的を達成するために必要な活動に関すること
報酬の有無	・報酬なし (謝礼として、年間で5,000円の図書カードを 支給する区もある)	報酬なし
平成26年度の 活動状況(標準 的な区の例)	<会議名称> 南区区民まちづくり会議 <開催実績> 全体会 年間6回 専門部会 ・交流班 年間4回 ・魅力班 年間7回 ・安心班 年間5回 その他活動 フィールドワーク等 年間10回	長田区区民まちづくり会議 (開催実績 平成22年度〜平成23年度の2ヵ年) ・総会 全4回 ・各部会 全11回〜18回

区における協働による地域づくりの現状

横浜市では、中期4か年計画「施策 18 参加と協働による地域自治の支援」に基づき、自治会町内会 や社会福祉協議会などの地域で活動する団体や、NP0 法人、企業と区役所等が連携して身近な地域課題 の解決に取り組む「協働による地域づくり」を進めています。

1 協働による取組

(1) 元気な地域づくり推進事業

身近な地域における、自治会町内会をはじめとした様々な団体や人々、NPO法人、企業と区役所等が連携して、主体的・継続的に地域の魅力づくりや地域課題の解決に取組む「協働による地域づくり」を進めていくため、区役所とともに地域活動の「組織づくり」や「人材づくり」など地域団体間の連携促進における取組を支援します。

ア 地域運営補助金(平成23年度~)

自治会町内会を含む様々な団体が連携して課題解決に取り組む事業に対して、補助対象経費と認められる額の10分の9以内(5万~50万円以内・最長で5年まで)

≪主な事例≫

① 防災、要援護者対策

防災・減災をテーマに地区社協、民生委員等と連携して講習会を実施。また、防災・減災をテーマに広報紙を作成し、住民に配布

② まちの魅力づくり、子育て・青少年育成

青少年の見守り活動を基盤に、自治会町内会をはじめ、学校、PTA、地域ケアプラザ等が一体となって青少年の健全育成を目的に行動していく協議会を設立

③ 高齢者支援

独居や引きこもりの高齢者を、自治会町内会や地域の団体等が連携し、地域活動を担う方を対象とした支援講座や高齢者の居場所づくりの取組みを実施

≪地域運営補助金活用地区数≫

年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度見込
地区数	64	98	115	133	110

イ 元気な地域づくり推進事業補助金(平成24年度~)

地域の課題を解決しようとする意志のある団体が、地域の課題解決の取組に必要となる講座 運営や講師派遣等に要する経費(1万~50万円以内・最長で3年まで)

≪主な事例≫

講座運営補助金、地域福祉保健計画の周知、人形劇を用いた保健・衛生・福祉に関する啓発 活動 など

≪元気な地域づくり推進事業補助金活用地区数≫

年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度見込
地区数	204	184	149	185

(2) 横浜市市民協働条例に基づく市民協働事業(平成25年度~)

「横浜市市民協働条例」は、市民協働に関する基本的事項を定めることにより、市民等が自ら広く公共的又は公益的な活動に参画することを促進し、自主的・自立的な市民社会の形成に資することを目的に、平成25年4月に施行されました。条例では、市の発意により又は市民等の提案により協働事業を行う場合は、両者が事業目的、役割分担等を対等な立場で話し合って決定し、市民協働に関する契約(「協働契約」)を締結することが規定されました。

≪協働契約を締結した市民協働事業数≫

年度	25 年度	26 年度
実施区数	18	46 💥

※平成26年度の市民協働事業数については、現在精査中で確定数ではありません。

(3) 協働の「地域づくり大学校」事業(平成26年度~)

地域・区役所・中間支援組織(NPO法人等)が協働して企画・運営する大学校を開催し、地域活動する区民と区役所職員が、まち歩きやグループワーク・他区の先行事例研究等を通じて共に学び合い「協働による地域づくり」を推進する上での課題解決の手法や、地域の担い手となる人材の発掘等を行う場として取組んでいます。

≪協働の「地域づくり大学校」事業実施区数≫

年度	26 年度	27年度見込
実施区数	9	12

※平成29年度までの全区(18区)展開に向けて取組を進めています。

(4) 地域施設間の連携を通じた地域支援の促進(平成26年度~)

区民活動支援センターをはじめ、区社会福祉協議会、地区センター、地域ケアプラザ等の地域施設が連携し、施設間でそれぞれが持つ人材や地域課題などの情報を共有することにより、地域活動団体を支援し、また区民が地域活動等に参加することを促進します。

≪「地域施設間連携会議等」実施区数≫

年度	26 年度	27年度見込
実施区数	15	16

※平成29年度までの全区(18区)展開に向けて取組を進めています。

(5) 地域福祉保健計画の地区別計画の推進(平成 17 年度~)

誰もが安心して自分らしく健やかに暮らせる地域づくりを目指し、地区の課題に対応するため、 地区が主体となって、区・区社協・地域ケアプラザと協働して計画を策定・推進しています。

≪地域福祉保健計画の地区別計画推進組織設置地区数≫

年度	25 年度	26 年度
設置地区数	224	224

※平成29年度までの目標地区数は230地区です。

(6) その他の協働による取組

- ・ヨコハマ市民まち普請事業(提案件数 累計 109件 (17年度~25年度))
- ・地域まちづくり活動団体等(25年度新規活動団体数 24団体/年)

- ・公園愛護会(25年度団体数 2,417団体)
- ・持続可能な住宅地モデルプロジェクト(25年度モデル地区 4地区)

2 区の地域支援体制:地域と向き合う体制(平成25年度:全区で導入)

地域では、様々な課題を一体的にとらえた取組が進んでいます。そのため、地域の特性や課題を理解し、部署ごとの縦割りによる事業展開だけでなく、一丸となって地域と共に課題解決に取り組めるよう、全ての区役所で、「地区担当制」や「地域(地区別)支援チーム」などによる「地域と向き合う体制」を導入しています。

3 人材育成の推進

「横浜市市民協働条例」に基づき、横浜市では平成26年3月に「横浜市人材育成ビジョン」を改訂し、「市民と協働して取り組む姿勢」を明確にしました。

これを受け、「横浜市地域の絆をはぐくみ、地域で支え合う社会の構築を促進する条例」や、「横浜市市民協働条例」の趣旨を理解させるとともに、広く協働マインドの醸成を図るため、区局や地域施設の職員を対象とした協働入門研修をはじめ、経営責任職から新採用職員まで幅広い階層を対象に協働研修を実施しています。

26年度から、新たに職員の昇任時を捉えて、協働の重要性について学ぶ研修を実施しています。

≪26 年度職員向け協働研修の実績≫

	研修名	参加人数
1	区役所経営責任職向け研修	89 人
2	新任責任職(課長・課長補佐・係長・専任職)研修	530 人
3	職員Ⅱ・Ⅲ昇任時実務研修	845 人
4	新採用職員研修	512 人
5	協働入門研修等	151 人

■ 市と県の二重行政解消に向けた、これまでの検討状況

市と県の二重行政解消に向けては、平成24年6月から、副市長・副知事レベルや、局長レベルで、県との協議の場を設け、子育て支援分野、都市計画・土木分野など4つの分野で優先的に協議を進めてきました。

このうち、「県費負担教職員の給与負担、定数の決定、学級編制基準の決定」権限や、「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画決定」権限については、地方分権第4次一括法により、道府県から指定都市に移譲されることとなりました。

また、地方分権第4次一括法により移譲される幼保連携型認定こども園以外の認 定こども園に関する事務についても、県との協議により事務移譲に合意するなど、 成果をあげています。

今後は、来年4月に法制化される「指定都市都道府県調整会議」なども活用し、 子育て支援やまちづくりなど市民生活に直結する事業分野を中心に県と協議を進 め、税財源の移譲と事務配分の見直しを進め、実質的に特別自治市に近づけていき ます。

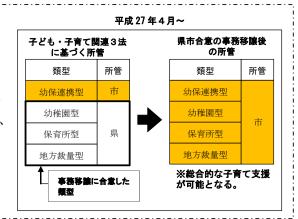
【参考】神奈川県との協議の場

●実績(24~26年度) 計8回開催

●主な成果

幼保連携型認定こども園以外の認定こども園(幼稚園型・保育所型・地方裁量型)に関する事務について、子ども子育て支援新体制スタート時(27年4月)に、県から市へ移譲することについて合意

(25年12月2日)



【参考】協議分野例

○子育て支援分野

・私立幼稚園の設置認可、 ・認定こども園の認定権限(H27.4 移譲) など

○義務教育分野

・県費負担教職員の給与負担、定数の決定、学級編制基準の決定権限など(H29.4 移譲予定)

○都市計画・土木分野

X2

- ・都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画決定権限(H27.6 移譲)、
- ・急傾斜地崩壊危険区域の指定、 ・一級河川(指定区間)、二級河川の管理権限 など

○福祉・保健・衛生分野

・医療計画の策定 など

- ※1 幼保連携型については、地方分権第4次一括法により、指定都市へ権限移譲、その他3類型については 県との協議により権限移譲
- ※2 地方分権第4次一括法により、指定都市へ権限移譲

■ 各政令指定都市の大都市制度への取組状況

自治体名		大都市制度への取組状況 (26 年度までの主な取組)
札幌市	道内市町村 との連携	25年6月 「札幌市まちづくり戦略ビジョン」 発表 (抜粋)「『北海道の発展なくして、札幌の発展はない』との考え方の下、私たち は北海道全体の発展を常に意識し、道内の魅力資源と札幌の都市機能を融合 させながら、他の都市や地域と手を携え、北海道の魅力を更に高めます。」
仙台市	特別自治市	26年12月 「地方自体が十分な権限と財源を持ち、自律的な行政の運営が確保 されることが重要であると考えておりまして、私は、今後さらに特別自治市制 度の実現に力を注ぐ必要があると、そのように考えてございます。」 (平成26年第4回定例会 仙台市長答弁)
さいたま市	特別自治市	25 年 4 月 「指定都市 7 市による大都市制度共同研究会報告書」 発表 26 年 6 月 国要望(新たな大都市制度「特別自治市」の創設等)
千葉市	特別自治市	25 年 4 月 「指定都市 7 市による大都市制度共同研究会報告書」 発表 26 年 6 月 国要望(政令指定都市に対する大幅な権限移譲)
川崎市	特別自治市	25 年 4 月 「指定都市 7 市による大都市制度共同研究会報告書」 発表 25 年 5 月 『川崎市「特別自治市」制度の基本的な考え方』 発表 参考 1
横浜市	特別自治市	25年3月 「横浜特別自治市大綱」 発表 25年4月 「指定都市7市による大都市制度共同研究会報告書」 発表 26年6月 国要望(「特別自治市」の早期実現)
相模原市	特別自治市	25 年 4 月 「指定都市 7 市による大都市制度共同研究会報告書」 発表 25 年 7 月 「相模原市新たな大都市制度検討報告書」 発表 26 年 6 月 国要望(新たな大都市制度の創設)
新潟市	新潟州	23年1月 「新潟州」構想 発表 26年12月 「今後新潟州構想の検討については,新潟のこれまでの取り組みが 先鞭となって改正地方自治法で制度化された指定都市都道府県調整会議につ いて,法の施行に先駆け,新潟県・新潟市調整会議(新潟州構想検討推進会議) として開催し,県と市の課題整理に特化して進めていきます。」 (平成26年12月定例会 新潟市長答弁)
静岡市	特別自治市	25年10月 「"しずおか型特別自治市"制度骨子」 発表 参考2
浜松市	特別自治市	25年10月 「"しずおか型特別自治市"制度骨子」 発表 参考2
名古屋市	特別自治市	26年3月 「名古屋市が目指す大都市制度の基本的な考え方」 発表 参考3 26年6月 国要望(「特別自治市」の創設)
京都市	特別自治市	25 年 4 月 「指定都市 7 市による大都市制度共同研究会報告書」 発表 26 年 6 月 国要望(新たな大都市制度「特別自治市」の創設)
大阪市	_	_
堺市	指定都市制度の拡充	26年3月 「広域自治体との役割分担のもと、基礎自治体機能に特化した政令指 定都市として住民生活に密着したサービスを中心に担っていくべきやという ふうに思っている」 (建設委員会 堺市長答弁)

神戸市	特別自治市	25年4月 「指定都市7市による大都市制度共同研究会報告書」 発表	
		26年6月 国要望(特別自治市の実現)	
	特別自治市	26年6月 国要望(包括的な事務・権限と税財源の一体的な移譲)	
岡山市		27年5月 「特別自治市のように基本的には市が権限を持つというのが、行政能	
		力的に見ても、また市民のことを考えてもいいのではないか」(市長記者会見)	
広島市	特別自治市	26年7月 国要望(新たな大都市制度「特別自治市」の創設について)	
	特別自治市	24年4月 九州3政令指定都市市長会合 共同コメント	
		(抜粋)「二重行政,権限移譲などの課題や九州全体の成長をテーマに,指定	
		都市市長会が提案する「特別自治市制度」や、九州市長会による「九州府構	
北九州市		想」(道州制)の検討状況などを踏まえつつ,様々な地域で議論されている	
		大都市制度論や国の動向も注視しながら、研究を進めます。」	
		: 25年4月 「九州3政令指定都市による 大都市制度研究会 報告書」 発表	
		参考4	
	特別自治市	24年4月 九州3政令指定都市市長会合 共同コメント	
福岡市		25年4月 「九州3政令指定都市による 大都市制度研究会 報告書」 発表	
		参考 4	
	特別自治市	24年4月 九州3政令指定都市市長会合 共同コメント	
熊本市		25 年 4 月 「九州 3 政令指定都市による 大都市制度研究会 報告書」 発表	
		参考 4	

【参考】日本経済新聞「大都市制度改革 政令市長アンケート」(27年5月25日)より

- 政令指定都市である大阪市を廃止して5つの特別区に分割する「大阪都構想」。先の住民投票では 小差で否決されたが、二重行政などの課題を抱える大都市制度のあり方について関心も呼び起こした。 日本経済新聞社は大都市制度に関するアンケートを各政令市トップへ実施した。
- アンケートは住民投票後、大阪市を除く 19 政令市の市長を対象に実施し、すべての市長から回答 を得た。
- 今回の結果を受けて、日本全体として大都市制度改革が加速するかとの問いに「思う」と回答したのは千葉、横浜、堺の3市長。仙台、相模原、福岡の3市長は「思わない」と答え、残る13市は「わからない (無回答含む)」だった。
- 道府県と市の役割分担を改革することについては、すべての市長が前向きな姿勢をみせた。改革の進め方(複数回答)については、16市長が「特別自治市」を選択。指定都市市長会が提唱した、政令市が道府県並みの権限や税財源の移譲を受けて独立する制度だ。残る札幌、新潟、堺の3市は現行制度の活用などを挙げ、政令市を廃止する大阪都構想と同じ手法をめざす市長はゼロだった。

特別自治市	仙台市、さいたま市、千葉市、横浜市、川崎市、相模原市、	
	静岡市、浜松市、名古屋市、京都市、神戸市、岡山市、広島市、	
	北九州市、福岡市、熊本市 (計 16 市)	
現行制度の活用など	札幌市、新潟市、堺市	

本市は、平成22年10月に「地方分権の推進に関する方針」を策定し、真の分権型社会の実現のためには、新たな大都市制度の創設が必要であることを示した。この「川崎市「特別自治市」制度の基本的な考え 方」は、国の第30次地方制度調査会での「大都市制度のあり方」の議論が進む中で、本市が提唱する新たな大都市制度としての「特別自治市」制度の基本的な考え方を明らかにするものである。〔1頁〕

「特別自治市」制度創設について〔1~2頁〕

1 大都市の果たすべき役割〔1頁〕

〈我が国では〉

- ◆経済成長率の低下、国際競争力の停滞
- ◆少子高齢化の進展
- ◆環境問題、大災害の発生等への対応

〈特に大都市においては〉

- ◆インフラの老朽化
- ◆ごみの処理や生活環境の保全
- ◆保育所の待機児童数の増加、生活保護受 給者の増加 など
- ⇒ 多くの行財政需要や様々な都市的課 題を抱えている。

・大都市は、これらの 様々な課題を解決する ため、自主的・自立的な 行財政運営の下、迅速・ 的確・柔軟に施策を実施 するとともに、効果的・効 率的に住民サービスの 提供を行うことが必要

・大都市は、地域の特 性を最大限に生かし、 地域の活性化を図りな がら、日本経済の成長 エンジンを担うなど、我 が国を牽引する推進力 となる大都市経営を行 うことが必要

2 現在の大都市制度の課題〔1頁〕

指定都市制度は、昭和31年に暫定的に地方自治法に定められ、 その後、大都市を取り巻く状況の大きな変化や制度としての課題が 顕在化しているにもかかわらず、50 年以上も抜本的な改正が行わ れておらず、制度疲労が生じており、大都市は、その果たすべき役 割を十分に発揮することが難しい状況となっている。

〈主な課題〉

- ◆ 様々な都市的課題等の解決に必要な**一体的・総合的な事務権限がない**
- ◆ 効率的・効果的な住民サービスを難しくする**県との二重行政等**
- ◆ 大都市特有の行財政需要に応じた税制上の措置が不十分
- ◆ 県からの大都市特例事務に見合う税制上の措置が不十分
- ◆ 税金が国又は県を経て、補助金として市町村に交付されることなどに よる、行政責任の所在の不明確さや多くの無駄とともに、住民による税 金の使途のチェックが行われにくい

3 真の分権型社会にふさわしい大都市制度の 創設 [2頁]

- 大都市の自主的・自立的な行財政運営が可能とな る制度として、新たな大都市制度の創設が必要
- そのためには、道州制の導入を目指す中で、基礎 自治体中心の地方分権改革にのっとり、国から地方 への、広域自治体から基礎自治体への事務権限等、 税財源の移譲を積極的に進めることが必要
- また、真の分権型社会にふさわしい、住民により 身近なところで行政を行う、住民に分かりやすい行 財政の仕組みを構築することが必要



「特別自治市」制度の創設

川崎市「特別自治市」制度の基本構成 [3~7頁]

1 基本事項[3頁]

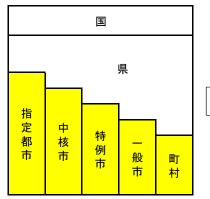
- (1)区域
- ◆指定都市の区域
- (2) 要件、手続等 ◆移行時に指定都市であること。
 - ◆県との協議・合意を行うこと。
 - ◆国との事前協議を行うこと。
 - ◆市議会・県議会の議決を経ること。
 - ◆市民を対象とする住民投票を実施すること。

(3)「特別自治市」の役割等

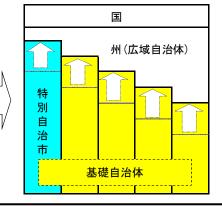
- ・ 原則として、特別自治市の区域において行われる市民に身近な 生活に関連する全ての事務権限等を担うことにより、地域の課題 を一元的に解決することを可能とする仕組みとする。
- ・ 道州制の下では、特別自治市の区域は州(広域自治体)に包括 されるものとする。

<特別自治市のイメージ>

現在の制度



特別自治市への移行後の制度



2 事務権限等の範囲[4頁]

原則として、指定都市が行っている事務権限等に加え、県が 行っている指定都市の市域における事務権限等(広域自治体が 担うべき真に広域的なものを除く。)を担う。

〈「特別自治市」が担う主な事務権限等〉〔別表〕〔8~11頁〕

- ◆まちづくり・土地(都市計画等)に関する事務権限
- ◆福祉(児童福祉、高齢者福祉等)、医療・衛生に関する事務権限
- ◆安全(消防・災害対策・危機管理)に関する事務権限 等
- ※ 広域自治体は、真に広域的な事務権限等や基礎自治体の補 完事務を重点的に担う役割とする。

3 税財政制度の仕組み [5頁]

- 特別自治市の区域内から生ずる現行の各種県税については、 市税とあわせて、特別自治市が一元的に賦課徴収する。
- ・ 特別自治市は、特別自治市の区域内における「真に広域的な 事務権限等」に係る経費を広域自治体に対して負担する。

4 区のあり方 [5頁]

・ 特別自治市に行政区を設置し、区長を置く。 (本市は、他の指定都市に先駆けて区民会議の仕組みを条例で定 めることや区役所の機能強化などの積極的な取組を行ってきて おり、「特別自治市」への移行後も更に充実させていく。)

5 関与のあり方 [6頁]

特別自治市(基礎自治体)が、自己決定・自己責任の下、基準 を定めることを可能とする制度の構築が必要

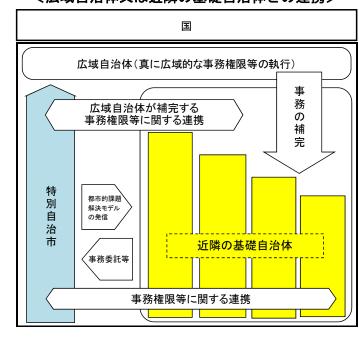
6 施設等の取扱い [6頁]

特別自治市の区域内に設置されている県の施設等については、 原則として特別自治市への移行と同時に、事務権限等とともに移 管する。

7 広域自治体又は近隣の基礎自治体との連携 〔7頁〕

特別自治市は、広域自治体又は近隣の基礎自治体と、 対等な立場で共通の課題解決に向けての事務権限等の 連携又は共同執行等の仕組みの構築・充実を図る。

<広域自治体又は近隣の基礎自治体との連携>



8 協議の場の設置〔7頁〕

真の分権型社会の構築のため、広域自治体と特別自治 市(基礎自治体)が対等な立場で協議、調整等を行う法 定の広域自治体と特別自治市(基礎自治体)による協議 の場を設置することが必要

"しずおか型特別自治市"制度の概要

静岡県、静岡市及び浜松市の主な特性

- 広域性と多様性ある「国土縮図型」都市
- ・政令指定都市移行を目指した大規模合併 実現
- •静岡県=権限移譲法律数日本一
- ・圏域の拠点都市として**積極的**な広域連携を 推進
- ·県と両市が強固な**連携と改革**の意思共有

「しずおか型」の意義 ~ **内政のフロンティア**~

- ①"地方自治"のフロンティア
 - →道州制を視野に入れた全国の意欲ある自治体に とっての「モデル」創設
- ②"地域連帯"のフロンティア
 - →広域連携の「核」強化で地域の連帯を創出
- ③ "地方行革"のフロンティア 二重行政解消で効率的・効果的な地方行政体制を 実現

<u> "しずおか型特別自治市"の<mark>ポイント</mark></u>

事務権限 :警察事務(道路交通行政以外)等の真に広域的な事務を除く**地方**が担うべき事務を担当。

特別自治市以外の地域における都道府県の行政サービスの提供に影響を及ぼさないよう必

要に応じて措置。

税財源 : 市域内の全ての地方税を特別自治市が賦課徴収。道州制下では事務配分に応じ再配分。

警察事務等は事務配分に応じて負担。

特別自治市以外の地域における都道府県の行政サービスへの影響が生じるときは必要な財

政調整。

自治構造等:簡素な行政組織のもと地域の実情に応じ区の設置や都市内分権を実施。住民参加手続

や住民代表機能等も実態に即した形で整備。

広域連携 : 圏域全体の発展に向け、連携の核として近隣市町村や都道府県と一層の広域連携を推進。

名古屋市がめざす大都市制度の基本的な考え方《概要版》

~ 「名古屋市の自立」と「名古屋大都市圏の一体的な発展」をめざして~

【趣旨・位置づけ(1基本的な考え方の策定にあたって)】

基本的な考え方は、<u>総合計画や大都市圏戦略等の中長期的な都市政策の実行を支える制度</u>として、名古屋市大都市制度有識者懇談会からの意見や第 30 次地方制度調査会の大都市制度改革等に関する答申、 議会からの要望等を踏まえて、本市が中長期的にめざすべき大都市制度のあり方をまとめたもの。

2 新たな大都市制度が求められる背景

(1)大都市を取り巻く現状・課題

- ア 人口減少社会の到来や高齢化の進展
- イ 国際的な都市間競争の激化

OT

- ウ 地域コミュニティの機能低下
- エ 公共施設老朽化に伴う保全・更新費用の増加

(2)名古屋大都市圏を取り巻く現状・課題

- ア リニア中央新幹線の開業
- イ 南海トラフ巨大地震発生に対する懸念等
- ウ 圏域を取り巻く厳しい経済環境
- エ 広域的な取組みに対するニーズの高まり

(3)指定都市制度の現状・課題

- ア 現状 《現行制度上の主な問題点》
- (一般の市町村と同一の制度を適用、特例的·部分的) な事務配分、役割に応じていない税財政制度など
- イ 課題《大都市制度改革の必要性》

5 実現に向けたプロセス

【方向性1-圏域における自治体連携の推進】

- ☞近隣市町村との連携強化
 - (・防災分野の連携推進、その他の分野の連携検討
 - し・推進体制の強化検討
- ☞対象自治体の拡大について検討

3 新たな大都市制度に必要とされる要素

(1)圏域の特性を踏まえた大都市制度

☞当圏域において広域行政課題が山積する中、近隣市町村との取組みを始め、既に自治体連携が進んでいるため、それらを後押しする制度が必要。

(3)大都市が果たすべき役割に対応した大都市制度

写自らの責任と権限、財源により、迅速な意思決定と機動的な政策遂行が可能 となるような、自己完結性の高い制度が必要。

(2)「基礎自治体優先の原則」に基づく大都市制度

塚住民に最も身近な基礎自治体である本市の機能強化を図り、 市民サービスの向上へとつながるような制度が必要。

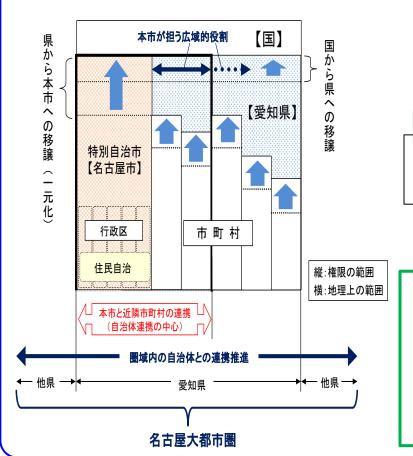
(4)「地域」の視点を重視した大都市制度

『「地域」の視点を重視し、住民により身近な行政サービス提供体制 の充実を図ることが必要。

【方向性2-「特別自治市」制度の創設】

- ☞制度創設に向けた国等への提案
- ☞関係自治体(県・近隣市町村等)との意見交換
- ☞制度創設に向けた市民等へのわかりやすい広報啓発
- ☞基本的な考え方に基づく検討
- ☞現行制度における対応
 - (・権限移譲を進め、実質的に「特別自治市」へ
 - ・区役所の機能強化など、住民自治の充実の取組推進」

4 名古屋市がめざす大都市制度の全体像



視点1 圏域全体をけん引

■当圏域における自治体連携と連携の実効性を確保する ための枠組みづくりを進める。

基本理念

「名古屋市の自立」と「名古屋大都市圏の一体的な発展」をめざす。

基本的な視点

視点2 行財政面における自主・自立

■自らの責任と権限、財源に基づく総合的・一体的な市 政運営が可能となるような制度をめざす。

視点3 地域ニーズへのきめ細かな対応

■区役所の機能強化や地域活動の支援など、住民自治の 充実に取り組む。

基本的な方向性

方向性 1 圏域における自治体連携の推進

- ■当圏域の自治体との連携を推進し、強い大都市圏 の形成をめざす。(本市は連携の核)
- ■近隣市町村とは、広域的な運命共同体として、連携を強化し、当圏域の自治体連携をリードする。
- ■連携の進捗状況を踏まえつつ、関係自治体との協議により、新たな推進体制の設置を検討する。

方向性2 「特別自治市」制度の創設

ア 権限・財源の一元化

- ■市域内において、地方が行う事務を大都市が一元的に 担うことを基本とする「特別自治市」制度を創設する。
- ■制度創設にあたっては、大都市の役割や特有の行政需要に応じた新たな税財政制度を構築する。
- ■愛知県と定期的に協議を行う場を設置する。

イ 住民自治の充実

- ■現行制度上の「行政区」にて、区役所の機能強化や地域活動の支援を行う。
- ■地制調答申の提案・指摘を踏まえ、住民自治を制度 的に担保する仕組みを検討する。

参考3

【総 論】

「九州3政令指定都市による大都市制度研究会報告書(概要版)」(抜粋)

1 九州における大都市のあり方

【基本的な方向性】

現在、我が国は、急速な少子高齢化、人口減少時代の到来やこれに伴う社会保障関係費の増大、 グローバル化による国際競争の激化や長期的な景気低迷など、様々な課題に直面。これらの課題に 迅速・的確に対応するとともに、行政サービスの質を維持・向上させ、持続可能な地域の発展を図 るためには、中央集権型の社会システムを抜本的に見直し、国の統治機構を基礎自治体中心の地方 分権型へ転換することが重要。

そのためには、補完性の原理や住民自治の観点から、「基礎自治体優先の原則」を踏まえた地方分権改革を推進するとともに、明治期以来、基本的に変わらずに継続してきた都道府県と市町村という地方自治の構造を、広域自治体を道州として再編成する「道州制の実現」が重要。

九州は、アジアと距離的に近いことから、豊かな自然と特色ある地域資源、産業の集積などの強みを活かし成長著しいアジアの活力を取り込むことで、更なる成長が可能。

(九州の域内GDP(2009年)はポーランドやスウェーデンを超える4,593億米ドルに達し、人口や面積なども欧州の中堅国家並みの規模を持ち、海外の国や地域と対等に交流できる力を持つ。)

また、これまで、経済界や行政において道州制について活発な議論も行われており、実現に向けて取り組む風土が早くから醸成されている。

九州の一体的な発展のために、他市と連携して・・・・

九州3政令指定都市は、地方分権のあるべき姿として九州における道州制「九州府構想」の実現を目指す!

【道州制の基本原則(役割分担)】

国は・・・・国家の存立の根幹に関わるもの、国家的危機管理、その他国民の生命、身体及び財産の保護に国の関与が必要なもの、国民経済の基盤整備に関するもの並びに真に全国的な視点に立って行われなければならないものに極力限定し、国家機能の集約、強化を図る。

道州(九州府)は・・・・道州内の基礎自治体と協働し、地方独自の新たな政策や制度を創造し試みる拠点としての機能を担うとともに、広域的な連携調整、特に小規模自治体などの基礎自治体の補完と高度な専門知識や技術を要する機能を担う。

基礎自治体は・・・・「補完性の原理」及び「近接性の原理」並びにこれらを具体化した「基礎自治体優先の原則」からすれば、道州制のもとでは、真に道州が広域自治体として担うべき事務以外の事務はすべて基礎自治体である市町村が一般的・網羅的に担う。

基礎自治体の中で、特に大都市は・・・・

- ・人口集中や産業集積を原動力として<u>道州の成長を牽引し、ひいては我が国全体の経済発展の一翼</u>を担う。
- ・港湾・空港・道路・一般廃棄物処理施設・図書館・博物館・スポーツ施設などの充実した<u>都市イ</u>ンフラなどを背景とした都市圏域の中枢都市としての役割を担う。
- ・都市圏を構成する周辺市町村との広域連携を通じ、<u>単独では担うべき事務の全てを担えない基礎</u> 自治体に対して機能補完などを行う。

九州府構想の実現による県の廃止や地方分権改革の推進により、大都市の役割が大きくなることから・・・

特例的・部分的で一体性を欠いた「大都市に関する特例」による事務配分を見直し、大都市が、 自らの責任と財源により自主的・総合的に地域の課題に取り組むことができるよう・・・ 基礎自治体が、住民に最も身近な総合行政機関として、自治体同士の連携を行いながら、 地域住民とともに自己完結的に事務を担うために・・・

九州3政令指定都市は、

九州府構想の実現を見据え、基礎自治体中心の地方分権改革を推進するため 国、広域自治体及び基礎自治体の間の役割分担を体系的に見直し、 都道府県から市町村へ、

能力に応じた大幅な権限・税財源移譲を行うよう働きかける!

- ・第30次地方制度調査会専門小委員会の中間報告が提案する特別市(仮称)に 実質的に近づけることを目指し、県の全ての事務権限を対象に、事務・権限と それに見合った税財源の移譲を進める。 その協議にあたっては、権限移譲に係る既存の協議会等を活用する。
- ・大都市や基礎自治体の役割に応じ、受益と負担の関係が適正となる税源配分を 実現するため、個人県民税、法人県民税、地方消費税など複数の税目から税源 移譲を行うことを市長会の活動を通じて国・県に求めていく。
- ・特に、県費負担教職員の定数の決定や給与等の負担に係る権限については、九 州3政令指定都市で「税源移譲」等の観点からさらに検討を進める。

都市圏の機能強化と周辺市町村の機能を補完する大都市を核とした 広域連携・都市圏連携を推進する!

- ・3 市は、それぞれの都市圏の中で、既存の協議の場等を活用し、これまでの広域 連携の取組みをさらに進めていく。
- ・3 市それぞれの都市圏において、各自治体のニーズや現状のサービス水準、行財 政基盤などを踏まえた具体的課題について共有を図った上で、事務の共同処理の 形態を検討し、各都市圏の実情に合った取組みを行う。

権限・財源の拡大に伴い、<u>市民の意見を一層市政に反映させるため、</u> 「大都市における住民自治の充実」を図る!

・3市においては、「住民の意見を聴く機会の拡大・多様化」「小学校区単位の協議会等を通じたまちづくりの推進」「区役所における事業の充実」という方向性に沿って、それぞれの実情に応じ、これまでの取組みを引き続き推進していく。